



朝来市景観計画



平成25年4月

朝来市
ASAGO

あいさつ

私たちのまち朝来市は、緑豊かな山々や清らかな流れの円山川、市川など四季折々に美しい表情をみせる自然に囲まれ、古より育まれてきた歴史的・文化的資源にも恵まれています。「天空の城」とも呼ばれ、多くの人を惹きつける竹田城跡とその城下に広がる城下町の町並みや、兵庫県で初となる、「生野鉱山と鉱山まちの重要文化的景観」の国選定に向けての取り組みなど、全国に誇れる一級品の景観がある一方で、先人が日々の営みによって育んできた朝来らしい田園や農村景観などの、素朴でありながら魅力的な景観も数多く存在しています。

朝来市の魅力的な景観は、この地に暮らし、この地を愛する人々が、地域の誇りとして受け継いできた市民共有の財産です。私たちはこの財産を未来に引き継ぐとともに、さらに磨きをかけ、朝来市の力として活かしていかなければなりません。

平成16年の景観法の制定や、景観に対する意識の高まりなどを受け、本市は平成24年2月に景観法に基づく景観行政団体となり、朝来らしい魅力的な景観の保全と創造に向けての第一歩を踏み出しました。

そしてこの度、先人から受け継いだ素晴らしい景観を、守り、育て、まちづくりに活かしていくための指針となる「朝来市景観計画」を策定し、併せて「朝来市景観条例」を制定しました。しかし、この計画の実現は、行政だけで成し得るものではありません。市民の皆様一人ひとりが主役となることが大切であり、市民、事業者、行政がその役割と責務を認識していくことが重要です。

未来の朝来市民が、この取り組みを誇りに感じていただけるような朝来市を目指していくことこそが、今を生きる私たちの責任と考えます。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重な御意見を賜りました市民の皆様、並びに熱心に御審議を賜りました朝来市景観計画策定委員会委員の皆様と関係各位に心から敬意と感謝を申し上げます。

平成25年4月

朝来市長 多次 勝 昭

<目 次>

序章 朝来らしい景観を活かしたまちづくりに向けて	1
1 計画の背景.....	1
(1) 「景観」とは.....	1
(2) 朝来市をとりまく景観形成の取り組み.....	1
(3) 社会の潮流.....	5
2 計画の基本的事項.....	8
(1) 計画の目的.....	8
(2) 計画の位置づけ.....	11
(3) 計画の対象区域.....	11
(4) 計画の構成.....	12
第1章 基本計画	17
1 朝来市の景観の特徴.....	17
(1) 朝来市の景観の特徴.....	17
(2) 朝来らしい景観のまとまり.....	29
(3) 朝来市の景観が抱える課題.....	33
2 景観まちづくりの基本的な考え方.....	37
(1) 景観まちづくりの理念.....	37
(2) 景観まちづくりの目標.....	38
(3) 景観まちづくりの取り組み方針.....	41
3 景観まちづくりの推進方策.....	44
(1) 協働による取り組み.....	45
(2) 協働を支える連携体制の構築.....	45
(3) 良好な景観を形成するための施策.....	46

第2章 景観形成にかかる取り組み 53

1 全市を対象とした景観形成基準.....	53
(1) 景観形成の方針.....	53
(2) 届出を要する区域.....	53
(3) 届出対象.....	54
(4) 景観形成基準.....	54
2 景観形成地区.....	56
(1) 景観形成地区の指定方針.....	56
(2) 景観形成の方針と景観形成基準.....	56
3 景観形成のために必要な事項.....	68
(1) 屋外広告物.....	68
(2) 公共施設の景観形成.....	68
(3) 景観資源の保全・活用.....	68
(4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針.....	68
(5) 文化的景観.....	69

参考資料 75

1 検討体制.....	75
2 検討経過.....	77
3 用語集	80

序章 朝来らしい景観を活かしたまちづくりに向けて

1 計画の背景

(1) 「景観」とは

景観とは、山なみや川、樹木や田園といった自然的風景から、住宅街、ビル群などの人工的風景まで、「地域の歴史、地形や自然に培われた風土、文化や伝統、人々の暮らしや経済活動の積み重ねが表れたもの」が視覚として映し出される全てです。

私たちの目に写る「山」「川」「建物」「道路」「公園」「看板」などによって構成される姿全てが“景観”です。また、まちをとりまくまわりの「海」「山」「川」などの自然もまちを特徴づけるための“景観”の一要素です。さらには、普段の生活から感じるまちの雰囲気、文化の香り、歴史性など目に見えない五感で感じる印象も“景観”のひとつです。

(2) 朝来市をとりまく景観形成の取り組み

朝来市では、以前から景観に着目した取り組みを続けており、少しずつ成果を積み重ねてきました。こうした取り組みをさらにステップアップさせ、広げていくことが重要となっています。

1) 景観形成の本格的な取り組み

朝来市における景観への本格的な取り組みは、昭和 63 年の南但建築士会青年部「なんたんまちなみたんてい団」による市内町並み再発見の活動に端を発し、地域住民や自治体職員などによる市内の町並み景観の見直しや再評価が行われてきました。

黎明期のこうした取り組みは、書籍『僕らはなんたんまちなみたんてい団』にまとめられ、高く評価されました。

2) 兵庫県景観形成条例の取り組み

旧生野町では、平成 2 年頃より「兵庫県都市景観の形成等に関する条例」において都市計画区域以外の地区指定が可能となるよう県に要望を進め、平成 5 年の県条例改正（「景観の形成等に関する条例」に改称）を受け、平成 10 年には生野町口銀谷地区が景観形成地区に指定され、同年に和田山町竹田地区も歴史的景観形成地区として指定されました。

加えて、平成 18 年には国道 312 号沿道地区が沿道景観形成地区に指定され、朝来市内では、生野のみち、朝来のみち、和田山のまちのゾーン区分がなされ、それぞれの

エリアごとにふさわしい沿道景観の形成のために、広告物や自動販売機の景観形成基準を設け、景観形成を図ってきました。

3) 景観形成地区における取り組みの広がり

県条例の景観形成地区指定以降、朝来市では景観形成の取り組みが活発に展開されるようになりました。

生野町口銀谷地区では、平成 11 年に「口銀谷の町並みをつくる会」が発足し、「生野・景観まちづくりシンポジウム」の開催や生野まるごと情報誌「いぶし銀」の編集発行などをはじめとする積極的な活動が現在も継続されています。また、国土交通省の街なみ環境整備事業やまちづくり交付金事業などによる修景整備、協議会活動支援を進め、生野まちづくり工房「井筒屋」(国登録有形文化財)や「朝来市旧生野鉦山職員宿舎」(朝来市指定文化財)、「口銀谷・銀山町ミュージアムセンター」などの再生整備が終了し、多くの来訪者を迎えています。

また、平成 19 年度には、生野銀山開坑 1200 年記念行事が展開され、文化的景観などをテーマとした「近代化遺産を活かしたまちづくりシンポジウム」などが開催されるとともに、朝来市において「生野鉦山群 近代化遺産保存活用基本方針」を策定、さらに平成 20～21 年度にかけて「生野鉦山と鉦山まちの文化的景観」保存調査を実施、平成 22 年度には同保存計画を策定し、兵庫県で初となる重要文化的景観の国選定を目指しながら保存活用していく方針を取りまとめました。

一方、和田山町竹田地区では、平成 3 年に「兵庫・町並みゼミ'91 但馬竹田」、平成 6 年には「全国山城サミット」などが開催され、竹田城跡や竹田城下町の町並みが全国的に評価されるようになりました。

さらに、平成 15 年には「竹田地区まちづくり推進協議会」が発足し、「竹田まちづくりフォーラム」の開催や「竹田虎臥かわらばん」、「竹田散策マップ」の作成など、魅力ある町並みづくりに向けて積極的な展開が行われています。あわせて、街なみ環境整備事業を活用した修景整備や景観施設整備も進められ、現在、旧木村酒造の旧木村家住宅や酒蔵などの改修による「たけだ暮らしの交流館(仮称)」などの再生整備も進めています。

4) その他の取り組み

和田山駅前地区では、JR 和田山駅構内にある煉瓦機関庫にちなんだ煉瓦をモチーフとして、街なみ環境整備事業による公共施設や民間住宅などの修景整備を進めてきました。

また、山東町では、山陰道が交差する矢名瀬町において街道町の町並みを活かしたにぎわい創出事業「矢名瀬町復活プロジェクト」が展開されたり、与布土地域自治協議会による「ふれあいウォーキング」が実施されたりしています。

朝来地域では、あさご芸術の森構想による彫刻公園の整備や朝来花いっぱい協会を中心とする国道 312 号沿線や家庭の庭先などでの「あさごオープンガーデン」の取り組みのほか、朝来地域自治協議会の協力によるフラワーフェスティバルの開催など、景観を活かした事業が展開されています。

さらに、平成 23 年度には、市内 5 会場において延べ 500 名以上の市民の参加を得ながら景観まちづくりをテーマとした「まちづくりフォーラム」を開催したほか、広報『朝来』における景観特集記事の掲載、「新あさご百景」の連載による普及・啓発、全市を対象とした景観に関する意識調査などを行いました。また、平成 24 年 1 月には「あさご景観まちづくりシンポジウム」を開催しています。

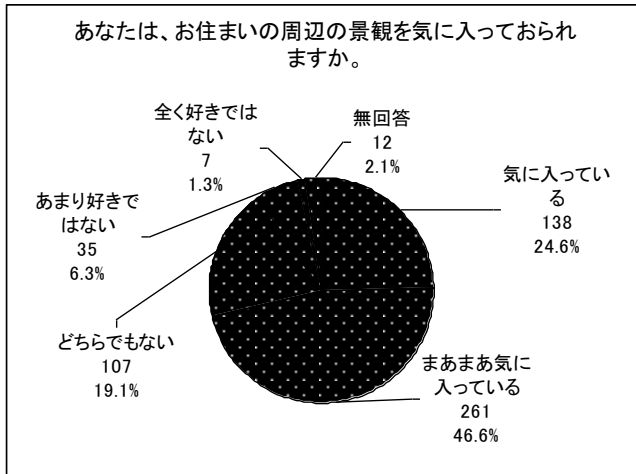
なお、平成 23 年度に実施しました朝来市の景観に関する市民意識調査では、お住まいの周辺の地域の景観を気に入っている方が多いことや朝来市の景観について、大切な資源として守りながら、まちづくりに活かしていくべきであり、その進め方については、行政と市民、事業者などが連携して進めるべきであるという意見が多く寄せられました。

表：本市における景観形成の取り組み

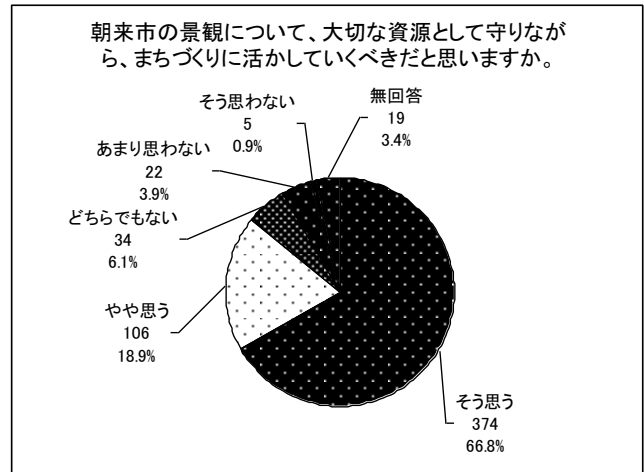
昭和 60 年	兵庫県 景観の形成等に関する条例（県景観形成条例）が制定
昭和 63 年	南但建築士会青年部「なんたんまちなみたんてい団」市内の町並み再発見活動の実施
平成 2 年頃	旧生野町において景観形成地区指定の対象範囲の拡充を県に要望
平成 3 年	「兵庫・町並みゼミ`91 但馬竹田」開催
平成 5 年	県景観形成条例が改正
平成 6 年	「全国山城サミット」開催
平成 10 年	口銀谷地区及び竹田地区が歴史的景観形成地区に指定される
平成 11 年	「口銀谷の町並みをつくる会」発足 街なみ環境整備事業やまちづくり交付金事業等、口銀谷地区景観施設整備やサイン、説明板等の設置、住宅修景助成や協議会活動支援
平成 15 年	「竹田地区まちづくり推進協議会」発足
平成 16 年	景観法が制定
平成 18 年	国道 312 号沿道地区が沿道景観形成地区に指定
平成 19 年	生野鉱山開坑 1200 年記念事業、文化的景観をテーマに「近代化遺産を活かしたまちづくりシンポジウム」開催
平成 23 年	「生野鉱山と鉱山まちの文化的景観」保存計画の策定 広報「朝来」10 月号での景観特集記事の掲載、「新あさご百景」を連載 景観まちづくりをテーマとして「まちづくりフォーラム」を開催 レンタサイクルの社会実験や空家を活用したチャレンジショップの試行 朝来市の景観に関する意識調査
平成 24 年 1 月	「あさご景観まちづくりシンポジウム」の開催 景観行政団体になる告示
平成 24 年 2 月	景観行政団体へ移行
平成 24 年 3 月	文化的景観シンポジウムの開催 広報「朝来」3 月号景観特集の掲載 景観計画策定委員会の開催（第 1 回） 景観記録映像 DVD の作成 「たけだ暮らしの交流館（仮称）」をはじめ道路美装化や修景施設整備

<参考>朝来市の景観に関する市民意識調査概要（H23. 12）

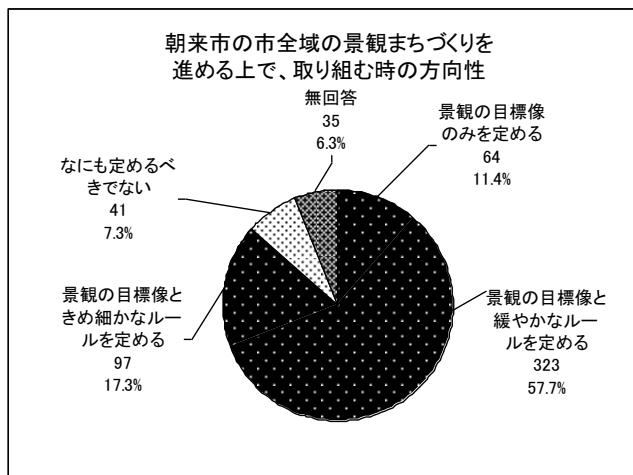
○住まい周辺の景観



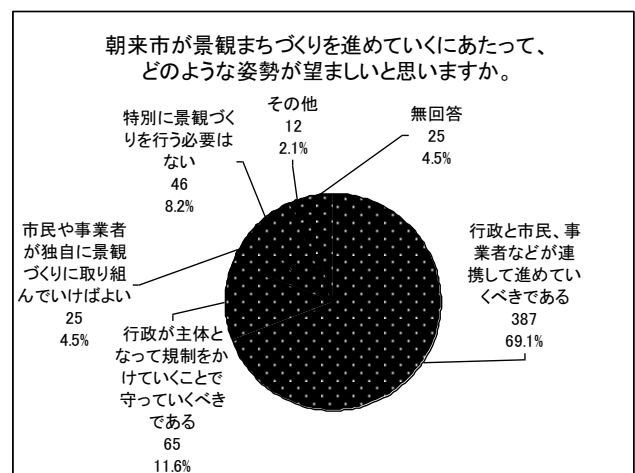
○景観を活かしたまちづくり



○景観まちづくりの取り組みの方向性



○景観まちづくりの取り組み姿勢



（３）社会の潮流

持続可能なまちづくりに向けて、地域づくりを取り巻く社会潮流が大きく変化しつつあります。景観計画についても、このような社会潮流の変化を受けて、人口減少に合わせて都市開発地域を縮小し、旧来の市街地や農山村集落の景観を再生するなど、コンパクトシティ化の進行が期待されており、そのなかで魅力資源である美しい田園景観や個性を持った歴史景観や都市景観の保存活用が求められています。

１）人口減少と少子高齢化の進行

日本の人口は、平成 17 年度以降、減少傾向が加速化し、本格的な人口減少時代が到来しています。

朝来市を取り巻く社会背景も大きく変化しており、兵庫県の将来人口推計では、2055 年の朝来市の人口は 19,113 人とされており、人口減少は地域コミュニティ、市民生活、地域経済などに大きな影響を及ぼすと考えられます。

高齢化率も次第に上昇しており、生産人口と高齢人口が均衡する状況が推計されており、特に加齢に伴う生産人口の減少は深刻で、生産人口一人で一人の高齢者を担う「肩車」状態の人口構成となる状況下で、国や地方公共団体においても社会保障や税制などに深刻な影響が及ぶことが懸念されています。

２）地方分権における主体的なまちづくり

国と地方自治体の関係の見直しが行われ、地方分権が進み、地方自治体はこれまで以上に自律性の高い行政主体となることが求められるとともに、行政能力アップや持続可能な行政運営を進めていくことが求められています。

３）価値観、ライフスタイルの多様化

近年、人々の価値観は、健康、安全、ゆとり、自然、文化、レジャーなど様々な生活の質的充実を求める傾向もみられ多様化が進み、多様な生活様式に対応できる地域環境づくり、それぞれの地域で暮らす魅力を住民が実感できる環境整備が求められています。

４）景観法を活かしたまちづくり

これまで、景観に対して地方公共団体が様々な創意工夫を凝らして施策を展開してきましたが、景観を正面から捉えた基本的な法制は整備されておらず、手法の限界や景観をめぐる訴訟の提起、国による支援が不十分といった課題がありました。

平成 16 年 6 月に景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置づけるとともに、地方公共団体が創意工夫のもと景観形成に取り組むしくみを定めた法律として、景観法が制定されました。

これを受けて、多くの市町村では、景観法に委任されている事項を規定した上で、それぞれの市独自の景観まちづくりに関する制度を確立し、景観を活かしたまちづくりの取り組みが進められています。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

1) 朝来市がめざす「景観まちづくり」

朝来市が景観計画で最終的にめざすものは、「景観まちづくり」です。「景観まちづくり」は、「朝来市が持つ景観の価値を認識し、それらを活かした取り組みを市民・事業者・行政等が協働で進め、地域の活性化などへと結びつけよう」というものです。

そのねらいは以下の3点にあります。

①朝来市の景観の価値（朝来らしさ）を再認識し、まちづくりの資源に

朝来市の景観は、長い時間をかけて築かれた私たちの財産であり、一朝一夕に創られたものではありません。

景観としては生野銀山や竹田城跡が注目されがちですが、市域を見わたすと誇るべき景観や魅力的な景観がたくさんあります。

朝来市の景観の価値（朝来らしさ）を見つけ出し、自分たちの誇り・自慢として未来へ引き継ぎまちづくりの資源として活用していくことが、これからのまちづくりにおいて重要となっています。

②身近な地域を自分たちで良くする活動へ

散歩しながら花や自然を愛でたり、身の周りを掃除してきれいにしたり、自分たちのまちの景観を愉しんだり、良くしたりする日々の行動が景観を形づくり、人々の心を豊かにしてくれます。

その一方で、空き家や空き地、空き店舗や荒廃した農地・山林、ゴミのポイ捨てや無秩序な屋外広告物などの問題によって、せっかくのすばらしい景観を損なう例も出てきています。

身近な景観をきっかけにして、自分たちで地域を良くしたり愉しんだりする行動へ、さらに地域毎のまちづくりへと輪を広げる活動を進めていくことが重要です。



鉾山遺産見学会



あさごオープンガーデン



和田山駅前の軽トラ市

③人を惹きつける景観の魅力を内外へ発信し、まちの活力へ

朝来らしい景観の魅力を発信することで、外からの来訪者やUIターン者などいろいろな人を惹きつけることができます。そこで交流が生まれ、自らのまちに対し、誇り・愛着を深める、そのような好循環を生み出すことが可能になります。

人口減少社会が到来し、多様な交流のまちづくりが重視されている中で、景観をきっかけにして、まちづくりや観光振興、さらには地域の活性化へとつなげていくことが重要です。

2) 市民が主役の「景観まちづくり」に向けて

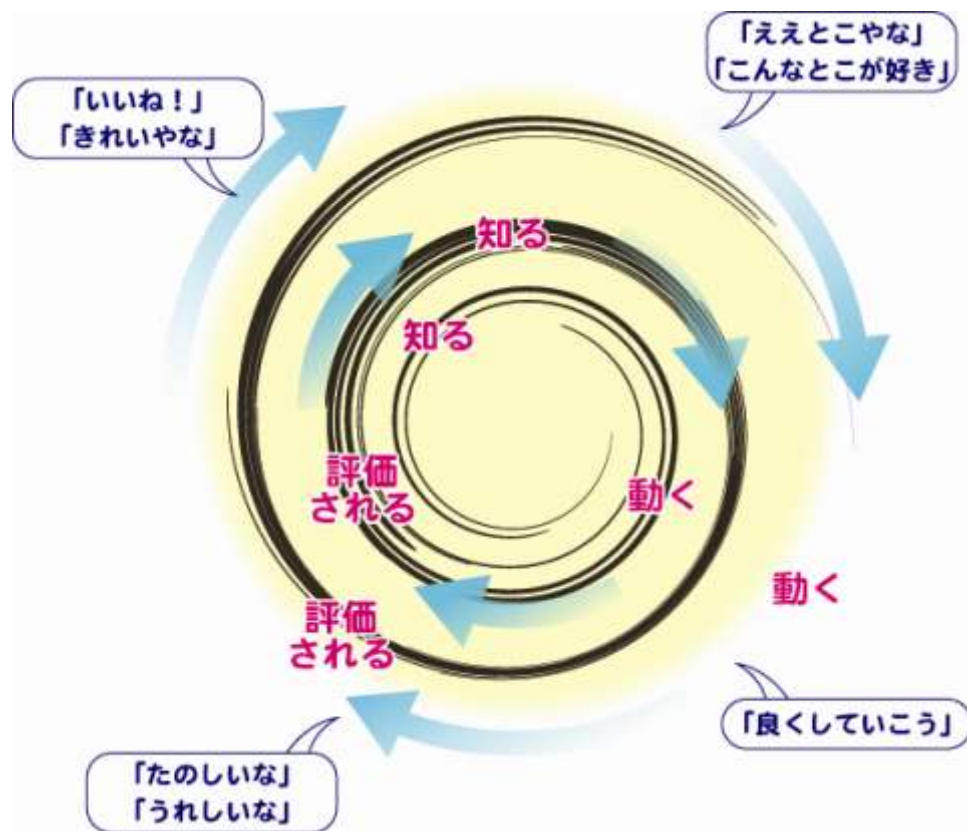
「景観まちづくり」は、行政だけでできるものではありません。景観は、そこで暮らす人々の暮らし、営みが形づくるものです。

また、景観を良くすることは、歴史的な町並みを整備することだけにとどまりません。身近な暮らしの場である集落や住宅地なども朝来市の景観の一部を形づくっており、「まちをよくしたい」と思えば、誰でも取り組むことができるものであり、そのため、朝来市に暮らす市民が、朝来市の景観まちづくりの主役です。

景観形成は、目的ではなく、まちをよくするための手段の一つです。景観を良くすればまちも良くなる。まちが良くなれば、気持ちが良くなり、いいことがある。景観を切り口にするることによる意識・発想・思考の転換、そして具体的な取り組みが大切です。

自分のまわりやまちを知ることから、「良くしたい」「きれいにしたい」という思いが生まれ、身近にできるところから考え、やってみる。こうして景観を活かした取り組みは始まり、様々な活動がつながることによっていろんな人が触発され、多くの人を巻き込みながら、市全体へと広がっていきます。景観計画をきっかけに、朝来市の景観の素晴らしさを共有して、これらを活かしたまちづくりの取り組みを広げていくことが大切です。

景観を活かした活動が広がるイメージ



STEP① 【知る】

地域、まちの良さを知る 『ええところやな』『こんなところが好き』

STEP② 【動く】

なんとかしたいなというまちへの思いを行動へと移す 『良くしていこう』

STEP③ 【評価される】

活動を継続し、その積み重ねによって、まちが思い描いたように変わっていくことで、人の目が変わり、まちや活動が褒められる 『いいね!』『きれいな』

そして変わったまちに刺激され、さらに活動の輪が広がって、まちの理解も深まり、新たな人がまちを知っていく

(2) 計画の位置づけ

朝来市では、景観形成の基本的な考え方や良好な景観形成のために必要な行為に関する事項等を明らかにし、市民、事業者、行政などの協働による景観まちづくりを展開していくことを目的とし、景観法に基づく「景観計画」を策定します。

計画の位置づけは以下の通りです。

- 1) この景観計画は、景観法第8条に基づく法定計画で、景観法を活用していくための必須事項として策定するものです。

朝来市の最上位計画である「朝来市総合計画・後期基本計画」(笑顔いきいき朝来プラン)に示される理念や将来像などに基づき、施策目標である「良好な景観を活かしたまちづくりの推進」に向けて、その具体的な計画を策定するものです。

- 2) 「朝来市都市計画マスタープラン」や「朝来市環境基本計画」など各種マスタープランや、個別計画である「生野鉾山と鉾山まちの文化的景観保存計画」などと連携及び整合性を図ることとしています。

- 3) 景観法に委任されている事項を規定した上で、朝来市独自の景観まちづくりに関する制度を確立するために制定する「朝来市景観条例」との連携を図ることとしています。

- 4) 「兵庫県景観の形成等に関する条例」や「兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例」(以下、「兵庫県緑条例」)、「兵庫県屋外広告物条例」などのほか、都市計画法、建築基準法などと連携しながら、景観形成にかかる制度運用を図っていきます。

(3) 計画の対象区域

朝来市には各地に素晴らしい魅力的な景観があり、その景観を活かした取り組みが進められています。今後、さらにそうした取り組みを市全域で展開していくこととします。

本計画の対象区域である景観計画区域は「朝来市全域」とします。

(4) 計画の構成

本計画は、以下の3部構成とします。

○序章：朝来らしい景観を活かしたまちづくりに向けて

- ・本計画の基本的な事項（計画を策定するに至った背景や、計画がめざすもの）を示します。

○第1章：基本計画

- ・朝来市の景観がいったいどのような姿や構造をしているのか、その特徴を様々な角度から読み解くとともに、抱える課題を整理します。
- ・その上で、これからの景観まちづくりに向けて市民・事業者・行政が共有すべき理念、基本的な方向性（目標、方針）を定めるとともに、どう取り組んでいくのかの道筋を示す景観計画の方針（基本）となります。
- ・市民が主役の景観まちづくりに向けて、協働による取り組みなどの方向性を示すとともに、良好な景観を形成するために必要な施策を示します。

○第2章：景観形成にかかる取り組み

- ・第1章で記載した内容を実現するために、景観法をはじめとした様々な制度をどう活用していくか、その具体的な内容を示します。

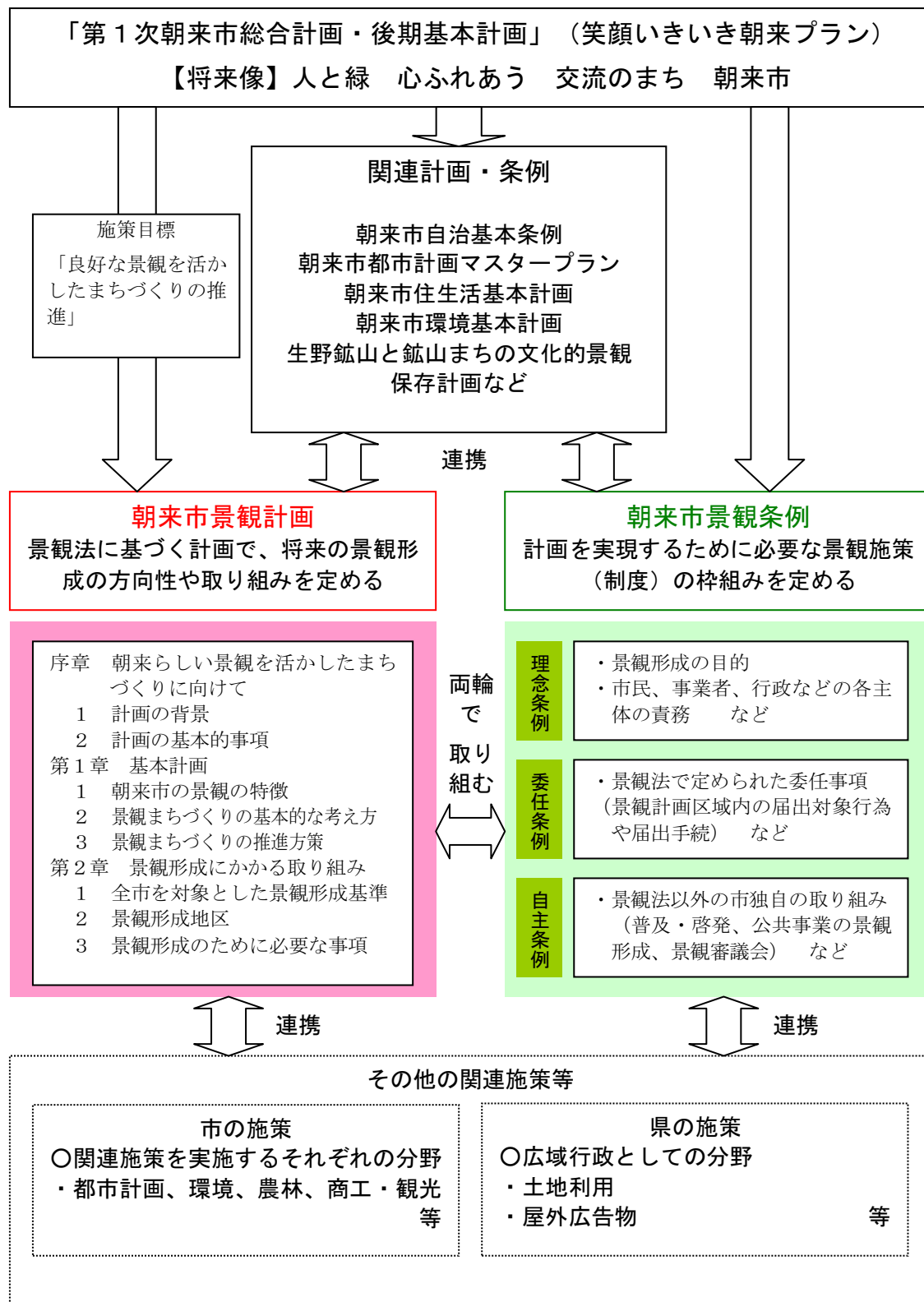


図 景観計画などの位置づけ

＜参考＞「笑顔いきいき朝来プラン」（第1次朝来市総合計画後期基本計画）
における景観に関する記述（抜粋）

◎重点まちづくり方針

【将来像】 人と緑 心ふれあう 交流のまち 朝来市

◎土地利用方針

土地は、市民の生活と生産を支える基盤となるものです。限られた土地を効率よく効果的に活かし、環境や景観の保全に配慮しながら、利便性や生産性が高く、活力を生み出す土地利用を推進していく必要があります。

- ①秩序ある計画的な土地利用
- ②環境保全と安全性を重視した土地利用
- ③地域性を踏まえた有機的な土地利用
- ④市内外の交流を活発化する土地利用
- ⑤それぞれの機能が発揮される高度な土地利用

◎ゾーン形成の方向



◎施策の大綱（景観まちづくり関連事項について抜粋）

基本目標 1

人にやさしく自然にやさしい、安心できるまちづくり

計画目標 2

自然や歴史文化と調和した住環境をつくる

将来にわたり安全で良質な飲料水を安定的・効率的に供給できるよう、水量豊富な水源の確保と水道施設の適正管理・整備を進めます。また、市民の参画を得ながら、自然や歴史文化にふれ合える場やさまざまな世代の市民が憩える公園の整備、やすらぎをもたらす景観形成、環境美化に努めるほか、本市の特性を活かした魅力ある住環境づくりに取り組み、U I J ターンを含む定住の基盤として、多様なニーズに応える生活環境の創出を図ります。

施策目標 3

良好な景観を活かしたまちづくりの推進

基本方針

今日まで受け継がれてきた貴重な農村風景、歴史的景観及び自然景観を保全するとともに、より魅力的で良好な景観を創出していきます。また、朝来の誇れる魅力的な景観を次世代へ引き継ぐとともに、良好な景観の形成によって、市外の人が朝来市を訪れたいくなるまちづくりや創造的で個性的な活力あるまちづくりを推進します。

そのため、兵庫県の定める景観の形成等に関する条例や屋外広告物条例などの適正な運用を図るとともに、景観法や文化財保護法などを活用した本市の主体的な景観まちづくりの取り組みを進めていきます。

（今後の取り組み）

- ・ 主体的な景観まちづくりの推進
- ・ 歴史的・文化的な景観を活用したまちづくり
- ・ 竹田城跡と城下町の景観を活用したまちづくり
- ・ 景観保全に向けた指導と啓発の充実
- ・ 美しい農村風景や自然景観の保全

①地域自治協議会の設立と活動の展開

- ・朝来市では、「地域で解決できることは地域で取り組む」ことを基本とした地域自治協議会の取り組みが進められ、平成20年9月末までに市内全域に11の地域自治協議会が設立されています。
- ・地域自治協議会は、「自考・自行、共助・共創のまちづくり」を基本理念として、地域課題はまず地域で検討・解決し、地域を将来にわたって持続可能にしていくために、住民の力が最大限に発揮できる組織です。おおむね小学校区を単位にして、地域住民をはじめとして、地域のさまざまな団体や事業者が参画し、それぞれの特性をいかして連携・協働する新しい地域自治システムとなっています。

<地域自治協議会に必要とされる要件>

- 【地域代表制】 地域内の区、各種団体、個人等で構成され、地域の総意が反映されていること（課題別、分野別、年代別、男女別、地域別）
- 【民主性】【透明性】 規約が整備されており、協議会の意思決定、役員選任、会計等が民主的で透明性をもった組織運営がなされていること
- 【開放性】 地域内の誰もが希望に応じて運営に参画できること
- 【地域まちづくり計画の策定】 地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定していること

②朝来市自治基本条例の制定（平成21年3月）

- ・地域自治協議会が設立、活動が展開される一方で、市民から信託を受けている市政運営についても、透明性を確保し、市民の意見を反映しながら、市政を効率的、効果的に行うことで、市民の信頼に応えることが求められていました。
- ・そこで、まちづくりを支える市民、議会、行政の役割や責務、参画と協働の仕組み、市政運営のあり方について基本的な事柄を明らかにした自治基本条例を制定し、市民が主体となった市民自治のまちづくりを確立して、自律した自治体運営を目指すこととしました。
- ・自治基本条例は、朝来市のまちづくりを進める上での最高規範として位置づけられる条例で、まちづくりに関する基本的なルールを定めるもので、まちづくりを支える市民、議会、行政の役割と責務を明記するとともに、参画協働の仕組みや市政運営のあり方等を定めています。
- ・自治基本条例で地域自治協議会を「協働のまちづくりの基盤」と位置づけています。

第1章 基本計画

1 朝来市の景観の特徴

(1) 朝来市の景観の特徴

まず、朝来市の景観を考えるにあたって前提となる景観の特徴を明らかにします。

景観はさまざまな要素が相互に関連し合っていますが、それを下記の4つの視点（切り口）を設定し、それぞれで特徴を明らかにしました。これらが重層的に積み重なって、現在の朝来市の景観を形づくっていると考えます。

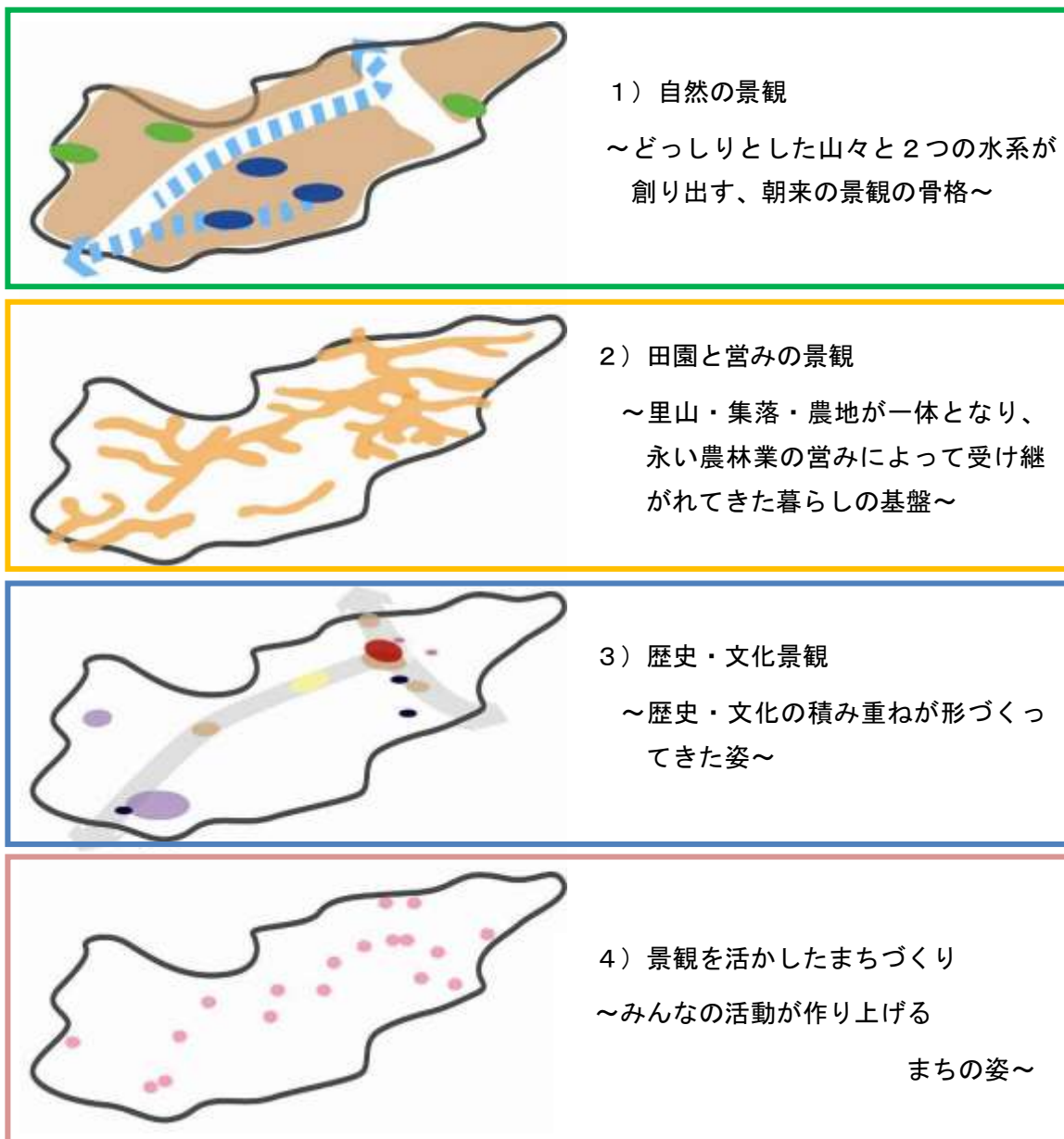


図 朝来市の景観の特徴の概念

1) 自然の景観 ～ どっしりとした山々と2つの水系が創り出す、

朝来の景観の骨格 ～

朝来市は、市域の8割以上を山林が占めており、市内のどこからでも山を望むことができます。傾斜度もきつく、どっしりとした存在感のある山の姿が日常の生活の背景となっています。

また、市域を南北に分ける分水嶺から、比較的のびやかな流れの円山川水系と、急峻な流れの市川水系の2つの水系があり、支流とあわせて谷を形成しています。

多雨多湿で曇天や雪が多いこともあいまって、これらの自然が、朝来の景観の骨格を形づくっているほか、高原や段丘など特長的な地形が創り出す景観が各所に点在しています。



のびやかな流れの円山川



谷筋を作るどっしりとした山々



さのう高原



急峻な流れの市川

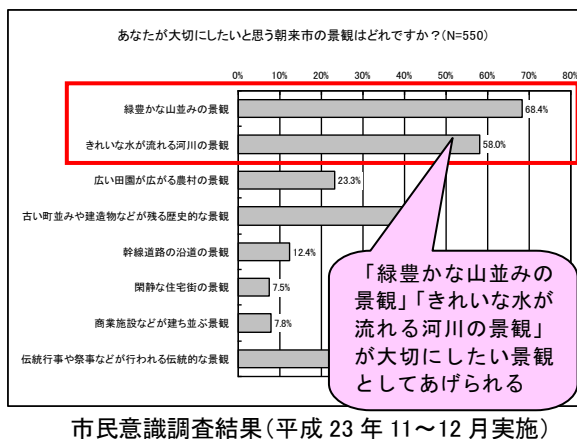


図 主要な山・河川流域

特徴①

傾斜が急な山、丘陵地、川などによって作り出された象徴的な景観がある

- 傾斜度の大きな山々が生活の場である谷地を作り、中心に河川が流れていることから、日常の生活の背景には常に山、河川が意識されています。
- 市民意識調査の結果でも山、河川が大切にしたい景観として評価されている他、雄大な山の眺めがお気に入りの景観として挙げられています。
- 校歌にも雄大な山や川が多く歌われているだけでなく、集落に隣接する山も大切にされています。



特徴②

市川、円山川及び支流ごとに、異なった流域景観がある

- 円山川水系は、市域としては、上中流域となり、本流としては比較的到低差が少なく、川幅も広くて流れも穏やかであり、のびやかな景観を形成しています。
- 市川水系は、上流部で高低差があることも加わり、川幅も狭く流れも急であることから、急峻な谷筋の景観を作っています。
- 円山川の枝分かれした支流が小さな谷筋を作っており、「〇〇の谷」といった呼び方がなされるなど、谷ごとに特徴ある景観が見られます。
- 山林の荒廃に伴って土砂が川に流出するなど河川の荒廃が見られます。



←農地・集落が広がる谷筋の景観(糸井)



↑集落と芸術作品等が一体となった谷筋の景観(多々良木)

特徴③

高原、段丘、盆地及びダム湖などの特徴的な景観がある

- 山頂～中腹部に開けた夜久野高原や生野高原、気候変化により侵食力を増した河流が段丘の上流部を削り取ってできた栗鹿の截頭(せつとう)段丘といった、特殊な地形のほか、ダム湖も見られます。
- 夜久野高原・さのう高原では畑作利用が中心、生野高原ではスポーツ・レクリエーション利用が中心など、多様な利用がなされています。



生野高原

銀山湖



2) 田園と営みの景観 ～ 里山・集落・農地が一体となり、永い農林業の営みによって 受け継がれてきた暮らしの基盤 ～

里山・集落・農地が一体となって織りなす田園景観は、永い農林業の営みによって創られ今も受け継がれており、本市にとって重要な暮らしの基盤をなす景観です。

谷ごとに、里山を背景に集落が配置され、田畑が広がっています。これらの要素が相互に関連しながら一連のつながりの中で調和した田園景観を形成しており、人々が暮らしの中で時間をかけながら美しい風景を育んできました。

また、集落の中には、寺社・仏閣に加え、かつての庄屋屋敷、鎮守の森や巨木・古木などのランドマークも点在しており、農村集落景観を形づくる重要な要素となっています。

特徴①

里山・集落・農地が一体となった景観を構成しており、人の営みで維持されている

- 山に囲まれて田畑が広がり、集落が位置する、全体で調和の取れた田園景観が各所に見られます。
- 農村の集落は山裾の広がりといった地形であったり農業の営みであったりと、集落単体では成立しえず、相互に関連しながら成立しています。
- こうした田園景観は、人々が時間をかけながら暮らしの中で手を加え、育んできたものです。
- 山林の多くはスギ・ヒノキの植林地と人為の加わった二次林で占められていますが、



昨今は生活様式の変化、高齢化・人口減少などに伴い、山林の荒廃、農業の担い手不足など、人との関わりが薄れることで、景観の維持が難しくなっている現状があります。

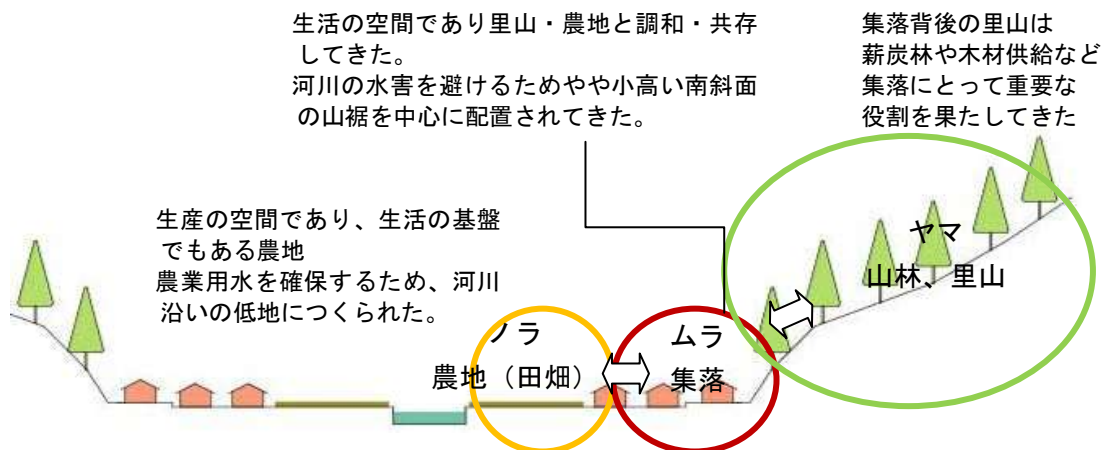


図 田園景観の基本的な断面構造

特徴②

寺社仏閣・庄屋屋敷、鎮守の森、巨木などのランドマークがある

○集落の中には、寺社・仏閣に加え、かつての庄屋屋敷、鎮守の森や巨木・古木などのランドマークも点在しており、農村集落景観を形づくる重要な要素となっており、地域の住民によって愛着を持って維持されてきました。

○また、小高い位置につくられた寺社・仏閣からの集落・農地の眺め、城跡への眺めなど、地域の住民に愛される眺めが各所に存在しています。



←＜ランドマーク＞
粟鹿地区にある日下家住宅と巨木。登り坂道の正面に位置しアイストップとなっている。



→＜眺め＞
大同寺から粟鹿地区・粟鹿山を望む。

特徴③

地形（谷、盆地）の違い、田園や茶園、ネギ畑など農地の利用形態によって、それぞれ表情が異なる

○盆地や谷に沿った形で集落の家屋が配置され、農地が切り開かれ、生活空間が形づくられています。そのため、地形によって農地・集落の配置が微妙に異なり、谷ごとに異なる表情豊かな田園景観を創り出しています。

○東河や夜久野高原での果樹や花き、さのう高原での茶畑、岩津の岩津ねぎなど、風土に適した特産物が栽培されており、さらに田園景観に特徴を添えています。

円山川中流域沿い

＜中河上＞



標高 200m程度の低い山々に囲まれた盆地状の地形で、河川に沿ってなだらかに農地が広がる。

円山川の支流、市川上流域沿い

＜市川＞



こう配のきつい山々に囲まれている谷の部分で、山裾に農村集落が形成され、その前面に農地が広がっている。

高原の地形

＜夜久野高原＞



高い標高部にのびやかに広がる高原地で、集落は位置していないが、茶畑、果樹園など、農業的利用がなされている。

特長的な利用

＜あさご芸術の森＞



芸術など新たな要素を付加、集落等と調和を図った景観もある。

3) 歴史・文化景観 ～ 歴史・文化の積み重ねが形づくってきた姿 ～

朝来市には、地域の人の誇りとなる古くからの歴史、文化を感じさせる資源が残っており、それらを中心とした景観が地域を特徴づけるものとなっています。これらは、ある時代の様子を色濃く残していますが、これまでの歴史・文化の積み重ねが現在にまで受け継がれてきた、地域の誇りとなる重要な景観です。

朝来市を代表する歴史的な資源から、ひっそりと地域に愛されている資源まで、様々な形で人々との関わりを持ちながら歴史・文化景観が育まれてきています。



竹田の町並み



生野の町並み



国道312号



秋葉台の住宅団地



図 時代の積み重ねが形づくってきた資源

特徴
①

竹田城跡は、中近世の朝来の歴史を色濃く残しており、朝来市の代表的な景観の一つとなっている

- 朝来市には、地域の人の誇りとなる古くからの歴史、文化を感じさせる資源が残っており、それらを中心とした景観が地域を特徴づけるものとなっています。
- それが最も顕著なものとなっているのが、竹田地域です。豊かな自然の中で、素朴に、そして静かにたたずむ和田山町竹田の町並み。西側には古城山（353メートル）がそびえ、その山頂には、戦国の世の威容を誇る竹田城跡が、つわものたちの栄枯盛衰を語りかけるように竹田のまちを無言で見下ろしています。
- 竹田の町並みは、この竹田城の築城とともに城普請で集まった職人が住み着き、城下町として発展してきました。慶長5年（1600年）、徳川家康の命により竹田城は廃されましたが、竹田のまちは宿場町へと変貌を遂げながら、交通の要衝としてにぎわいを保ってきました。
- このような歴史を持つ竹田の町並みは美しく個性的であり、クランク状の通りや道路と巧みに組み合わせられた水路、武家屋敷区域を示す方形地割と町家区域を示す短冊地割などが城下町の面影をしのばせ、黒系統の釉薬瓦やいぶし瓦、漆喰の白壁や茶色の土壁、丁寧な意匠を凝らした建具などが素材と色調の美を形づくっています。そして、勾配を揃えた平入り屋根、連続性のある壁面線、特徴あるうだつや虫籠窓、繊細な意匠の格子、二階の建上の低さなどが全体として調和した町並みを形成しています。
- さらに、まちを取り巻く四季折々の自然の移ろいも、舞台装置として竹田の美しさを増幅させています。春には、竹田城跡と対する朝来山の山腹、但馬吉野・立雲峡が近畿屈指の名所として桜花らん漫となり、夏には、まちの東側に沿って流れる円山川の清流が銀鱗きらめいています。秋には、立ち昇る朝霧が雲海たなびかせ、冬には、雪化粧した町並みが版画の世界を作り出しています。地域の気候風土と密接に関係して調和するこのような町並み景観は、竹田を一層個性的にそして魅力的に見せています。



雲海に浮かぶ竹田城跡



城跡からみた竹田の町



竹田の町並み



竹田お城まつりの様子

主な景観の対象	票数
竹田 (城跡、まちなみ、まつり)	61
竹田城跡	24
内訳 まちなみ	32
それ以外	5
円山川	55
山並み(抽象的)	47
粟鹿山	29
生野(まちなみ等)	27
田園風景	13
河川(抽象的)	12
市川	8
与布土川	8
多々良木	6

朝来市の景観に関する市民意識調査
概要（H23.12）における朝来市の
好きな景観

-

24

特徴③

大型古墳は、単体でも古代の朝来を象徴する景観となっている

- 但馬古代王国の古墳は朝来市に集中しています。若水A11号墳、池田古墳、茶すり山古墳、船宮古墳など、広範囲にわたって大型の古墳群を形成しています。
- 茶すり山古墳については、古墳を含めた周辺一帯を「茶すり山古墳公園」として整備しています。古墳は単体で存在し、隆起した地形として視認できますが、市民の生活とは関連が薄くなっています。
- 古代の朝来を象徴するものとして、その大きさ、存在感などから、古墳単体でもそれ自身が景観となり得る資源となっており、活性化などへ活かしていく必要があります。



茶すり山古墳



船宮古墳

特徴④

街道町・宿場町の景観が多く見られる（但馬街道、山陰道など）

- 京都から丹波を経て山陰へと抜ける山陰街道や兵庫県を南北に縦断し、山陽と山陰を結ぶ但馬街道（生野街道）沿いには、古くから人や文化の往来があり、その結節点や軸線上に、街道町や城下町などが形づくられ、魅力的なまちの景観を形成しています。
- 街道町としては、街道に面して張り付いた形で位置するもの（高田、新井など）と、街道の結節点や分岐点に位置するもの（矢名瀬、和田山など）に分類することができます。
- また、竹田や生野のように街道町を基本としながら、城下町や鉾山町となっているものも見られます。
- 街道町では、街道に面して平入りの町家が建ち並び、街道に沿って軒高の整った景観が見られます。
- 近年、地域自治協議会が中心となってまちづくり活動が動き出している地区も見られますが、生野や竹田のような国庫補助事業による地域整備などは実施されていません。



高田の町並み



矢名瀬町の町並み

暮らしの変化に合わせて、新しい市街地景観が形成されている

○近代以降の社会構造、生活スタイルの変化、多様な暮らしに合わせて、新たな市街地の景観が生み出されています。

(拠点(駅前)の景観)

- ・和田山は但馬の玄関口として、商業・業務機能が集積してきました。
- ・和田山駅の南北で実施された土地区画整理事業によって、見通しの良い道路と街区が形成され、さらに駅周辺の街なみ環境整備事業によって落ち着きのある町並み整備が行われており、市の顔にふさわしい整った景観が形成されています。



和田山駅前の整然とした町並み

(工業地の景観)

- ・工業集積を図ることにより中小企業の発展、まちの活性化を促すことを目的とした和田山工業団地、山東工業団地、生野工業団地では、規模の大きな工場等が集積し、輸送トラックなどが頻繁に往来する景観を形成しています。



和田山工業団地の工場群

(住宅地の景観)

- ・若年層の定住促進等を目的として開発された和田山町の秋葉台や弥生が丘などの住宅団地では、傾斜地にゆったりとした幅員の道路によって街区割が行われ、整然と敷地割に住宅が建ち並んでおり、暮らしにとけ込んだ豊かな景観が形成されています。また敷地内や外構に植栽が設けられることで、景観に潤いを与えています。



秋葉台の整然とした町並み

(幹線道路の景観)

- ・幹線道路沿道では、車利用に適した利便性を重視した土地利用によって、全国的に見られるロードサイド型の店舗による沿道景観が見られます。しかし、経済情勢の変化などにより閉店し、放置されている店舗等が景観を害している等の課題も見られます。



国道9号の商業・業務施設が混在した沿道景観

4) 景観を活かしたまちづくり ～みんなの活動が作り上げるまちの姿～

朝来市には、祭りなど様々な伝統行事が多く残っており、先人から引き継がれ、人々の暮らしや生活と非常に密接な関係を持ちながら、現在もなお、地域の生活の一部となっているものも多くあります。また、花いっぱい活動のようなまちづくりの活動が地域の特色ある景観として、あらわれているものもあります。

さらに、歴史文化や町並みを活かしたイベントなども展開されています。



松明まつり



田植え体験



さのうめまつり



生野銀谷祭り

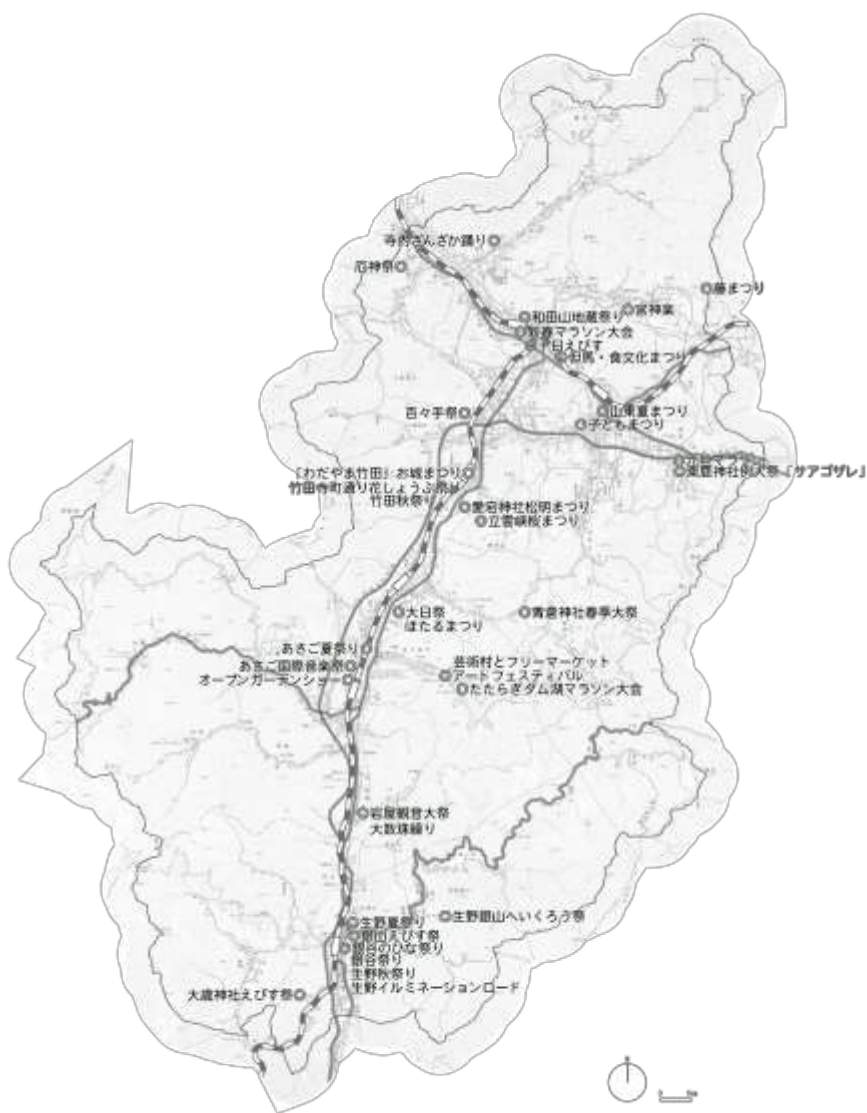


図 朝来市内の祭りやイベント※朝来市 HP より編集

特徴
①

祭りなど様々な伝統行事が先人から引き継がれ、暮らしの一部となっている

- 朝来市内に多く点在する寺社・仏閣などに由来する祭りなどの様々な伝統行事が行われています。
- これらの行事は、古くからの催事として、先人から引き継がれて、現在もなお、地域の暮らしの一部となっているものが多くあります。



竹田の秋祭り

特徴
②

花いっぱい活動などのまちづくりの取り組みが行われている

- およそ 10 年前から朝来地域を中心として、朝来のまちが花と緑あふれるまちになることをめざして、市民と行政とが一体となった花づくり等が展開されています。
- このような花いっぱい活動をはじめとした市内でのまちづくりの取り組みが景観形成に寄与しています。



あさごオープンガーデン

特徴
③

歴史資源や町並み景観などを活かしたイベントが展開されている

- 朝来市内に多く点在する歴史資源や町並み景観を活かし、地域ににぎわいを創出するなど地域活性化のイベントが展開されています。
- 生野銀谷祭りや銀谷のひな祭り、竹田お城まつりなど市内外から多くの方が参加するものから、地域の人による地域資源の再認識など様々な形で展開されています。



竹田お城まつり

(2) 朝来らしい景観のまとめ

1) 景観のまとめ

地域には、人々の生活や生業、地域の地形風土によって形成された景観のまとめがあります。古代を起源とするような長い歴史を持つところからごく近年に形成された場所に至るまで、あるいは生業に直結する農山村の景観など、多様な対象が考えられます。これらの景観は、ある一定の時間をかけて生み出された文化的景観です。

朝来市において景観まちづくりを進めていくためには、日常の生活の中で感じる暮らしの実感を景観によって伝え、まちを共有する手がかりとして、市民が景観を自分たちの身近な問題として認識しながら、協働によってより良くしていくことが必要不可欠です。

そのためには、市民がなじみやすい地域的な景観のまとめを把握し、それぞれの地域の将来像を共有していくことが重要です。

朝来らしい景観のまとめとして、それぞれの地域の地形・風土、歴史的・文化的要因や社会的背景、土地・建物の利用状況、景観資源や取り組む課題の共通性などを踏まえ、景観の文脈を整理しながらまとめを把握していきます。

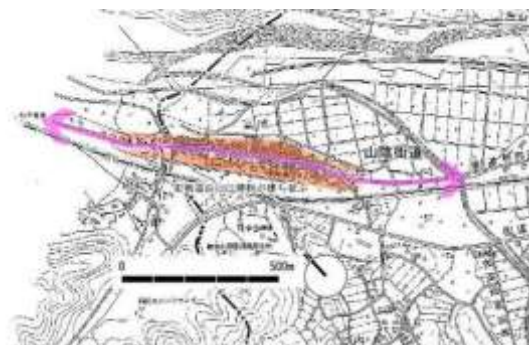
2) 朝来らしい景観のまとめの例

①街道町の高田と岡の農村集落

和田山町大蔵には、街道町としての歴史がある高田などの景観があり、美しい水路や道標などが景観に彩りを添えています。ゆったりと流れる円山川は、高瀬舟による物資輸送や沈下橋が架けられていた歴史があり、水とともに暮らしが営まれてきたことが伺えます。

岡には特徴的な養蚕農家住宅があるほか、箱庭のようにコンパクトにまとまった美しい風景が各所にみられます。

- ・箱庭のようなまとまった農村風景
- ・背景となる大倉部山
- ・ゆったりと流れる円山川
- ・高田や土田の街道町の町並み
- ・旧街道の道標と用水路の流れ
- ・岡城跡と養蚕農家住宅



②雲海に浮かぶ竹田城跡と城下町

和田山町竹田にある史跡竹田城跡の見事な石垣群が雲海に浮かぶ神秘的な景観は「日本のマチュピチュ」として評価され、多くの観光客が訪れています。城跡のある山頂からは、竹田城下町の町並みや円山川が流れるのどかな田園風景が眼下に広がり、春には向かいにある立雲峡の桜がみごとな彩りを見せてくれます。

城下には、古くからの但馬街道や城下町としての町並みがあり、山裾の寺町には連続する寺院や石橋など歴史的なたたずまいを見せています。



- ・ 竹田城跡の石垣
- ・ 古城山の緑
- ・ 円山川の清流
- ・ 向かいの立雲峡の桜
- ・ 城下町の町並み
- ・ 寺院が並ぶ寺町の石橋と菖蒲
- ・ 但馬街道の往来



③ 鉱山まちの面影が残る生野

生野銀山とともに発展してきた生野町には、口銀谷から奥銀谷にかけて鉱山町独特の歴史、文化の感じられる景観が残されています。

古代から流通が続く生野街道の街道町を土台として、市川沿いの狭い谷合いに密集した鉱山集落が带状に続き、トロッコ道や鉱山社宅などの近代遺産群をはじめとする鉱山まち独特の景観がみられます。

現在も、鉱工業地域として工場群の景観があるほか、鉱山まち独特の伝統行事、鉱山まちの景観を活かしたイベントなどが積極的に展開されています。

- ・ 鉱山町の落ち着いた町並み
- ・ 生野鉱山の近代化遺産群
- ・ 古城山の緑と生野城
- ・ トロッコ道と市川の清流
- ・ かつてのにぎわいの再現



④ 石田に広がる田園風景

石田には、広くのびやかな田園風景が広がっています。

山裾には庄屋屋敷を含む石田の農村集落が広がり、里山の緑も鮮やかです。

まっすぐに伸びる国道 312 号は市内でも屈指の直線道路で、車で走りながら田園の広がりを実感することができます。

- ・ 広大な田園風景
- ・ 朝日に輝く田んぼ
- ・ 手入れの行き届いた畔
- ・ 背景となる里山の緑
- ・ 山裾の農村集落
- ・ まっすぐに伸びる道路

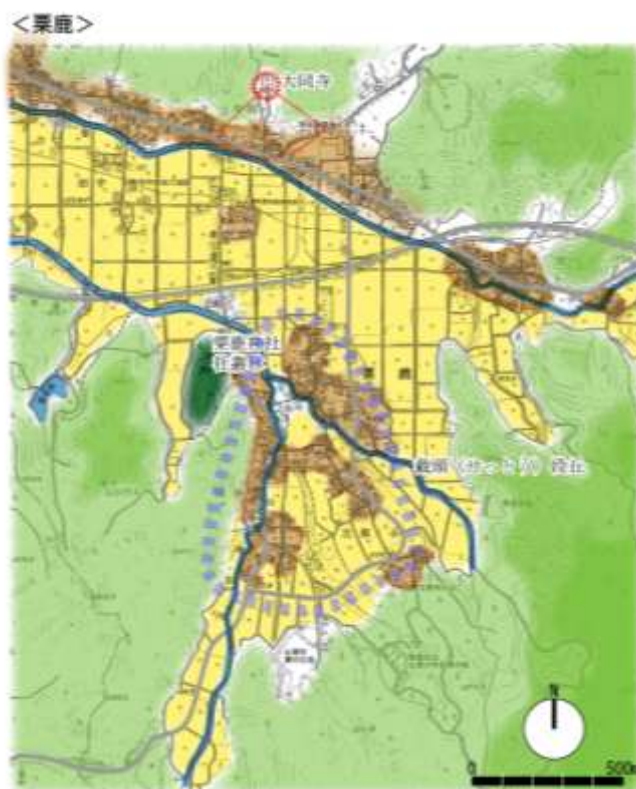


⑤栗鹿の農村集落と神社の社叢林

山東町栗鹿には、截頭（せつとう）段丘という特徴的な地形を土台として、農村集落の風景が見られます。緩やかな段丘の上部にある当勝神社と段丘下部にある栗鹿神社には、それぞれ鎮守の森である社叢林の景観が広がっています。

近世からの大庄屋屋敷日下家住宅には、地域の養蚕業を支えてきた歴史が見られるほか、西谷のフジや榎は地域のシンボルツリーとして位置づけられています。

- ・ 截頭段丘に広がる自然地形
- ・ 緩やかな斜面の農村集落
- ・ 大同寺からの眺望
- ・ 栗鹿神社と当勝神社の社叢林（鎮守の森）
- ・ 大庄屋日下家住宅の屋並み
- ・ 農道沿いの西谷のフジ



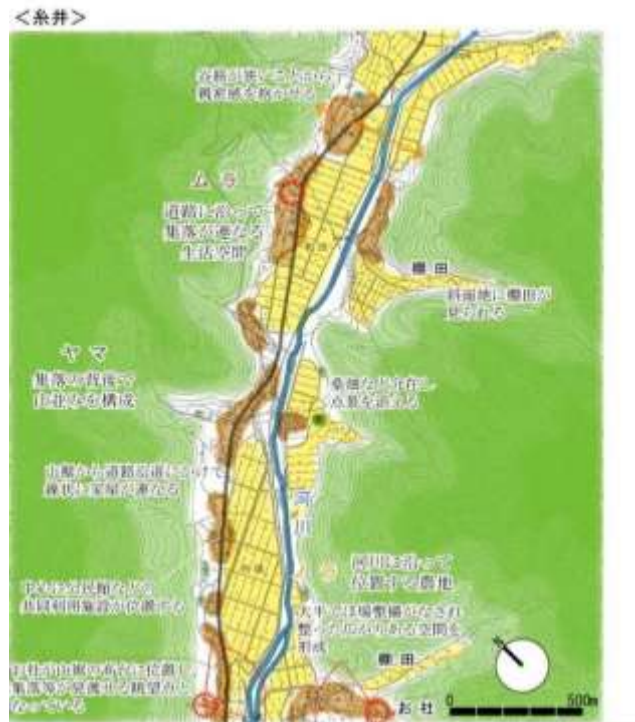
⑥谷筋に形成された糸井の農村集落

和田山町糸井は、床尾山を背景として糸井川を主軸として形成された谷筋の南斜面に農村集落が続いており、農業を中心とした暮らしが営まれています。

谷筋に沿って東西に流れる風は風渡りと呼ばれ、林垣の集落内には、大庄屋吉井家住宅の屋敷が見られます。

円山川の糸井橋からは、糸井の谷を見渡す景観が広がっています。

- ・ 谷を形成する円山川の支流
- ・ 一体となった集落、田園、山
- ・ 川沿いに形成された集落、田園
- ・ 集落の背後にある切り立った山
- ・ 大庄屋吉井家住宅の家並み



（３）朝来市の景観が抱える課題

朝来市の景観の現状やまちづくりの取組状況、社会潮流、市民の景観への意識や期待などから導かれる、景観まちづくりを進めていく上での課題は以下のとおりです。

１）朝来を特徴づける自然の風景を、大切に次世代に引き継がなければならない

粟鹿山や床尾山や段ヶ峰などの山地、円山川・市川などの河川の豊かな自然は、四季により様々な表情を見せ、朝来らしい景観や魅力的な眺望を特徴づけており、私たちに潤いと安らぎを与えています。これらの朝来の景観の基盤となっている豊かな自然が創り出す風景は、市民が最も大切に思っているかけがえのない景観であり、今後も大切に次世代に引き継いでいく必要があります。



さのう高原



銀山湖

２）生業を取り巻く環境の変化の中で、美しい田園風景や里山風景を形成する耕作地の放棄や山林の荒廃などが進んでいる

朝来市には、地域固有の自然環境に見合う土地利用を積み重ねることによって培われてきた暮らしの風景があり、のどかな農地や里山、農村集落など、長い歳月をかけて生業によって育まれてきた景観が広がっています。

しかし、人口減少や高齢化、農林業の衰退などの生業を取り巻く環境の変化によって、人と自然が織りなす農村風景や里山風景などの維持が困難となり、耕作地の放棄や山林の荒廃などが進んでいます。



和田山町岡



山東町与布土

3) 代表的な歴史文化的景観の魅力を、さらに観光交流や経済振興などに活用していきけるか

竹田や生野に見られる歴史、文化的景観は朝来市を代表する特徴的な景観資源であり、地域住民や行政などによって景観整備が進められ、市民の誇りとしての景観意識が育まれるとともに外部からも高く評価され始めています。

貴重な魅力資源であるこれらの歴史文化的景観を、さらなる観光交流や経済振興、活性化やにぎわいづくりなど地域再生の資源として、より一層活用していく必要があります。



口銀谷付近の市川



竹田城跡

4) 身近な歴史文化資源や景観を、地域づくりにどう活かしていくか

朝来市には地域固有の特徴や価値を内包し、魅力に満ちた景観資源がたくさんありますが、景観というと一級品の資源を活用した取り組みを想起されることが多く、市民の多くが無関係なものとして捉えがちであり、景観資源を活かした活性化や地域再生への取り組みが始まっている地域は、あまり多くはありません。

今後、竹田や生野の取り組みや先進的な景観まちづくりの実績やノウハウの蓄積などを活かして、新しい地域ごとに身近な景観資源の良さを再確認し、磨きをかけていく取り組みを広げ、豊かさが実感できる地域づくりに活用していくことが求められています。



あさごオープンガーデン



小学校の田植え体験

5) 暮らし、生活の場の心地よい景観の秩序が屋外広告物の乱立や
放置された空き店舗など、景観を阻害する要素によって乱されている

多様化した暮らしに即して、様々な景観が見られます。特に駅周辺や幹線道路沿道などは、多くの目に触れる重要なところですが、近年、周辺と調和しない屋外広告物や、放置された空き店舗など、景観の秩序を乱すものが見られます。



和田山駅周辺



国道 312 号一本柳交差点

2 景観まちづくりの基本的な考え方

(1) 景観まちづくりの理念

朝来市がこれから景観まちづくりを展開していくにあたって根本となる考え方、スローガンとして示します。

朝来の魅力ある風景をみんなで活かし、

喜び・誇り・豊かさが実感できる景観まちづくりを進めよう

～参画と協働によって、あさごブランドの風景を守り育て、次代に引き継ごう～

あさごブランドとは？

朝来ならではの美しい自然や歴史・文化、人々の暮らしや営み、そしてそれらによって培われてきた景観、まちづくり活動や特産品など、多くの人々を惹きつけるような朝来の誇れる魅力を、相互に有機的に連携し、総称して「あさごブランド」と表現しています。

朝来市全体のイメージとして、都市の魅力や価値、又は個別商品の価値が高まり、ひいては交流・定住人口の増加などに結びつく効果を期待するものです。



(2) 景観まちづくりの目標

朝来市の景観形成に携わるあらゆる主体が共有し、めざしていくべき景観まちづくりの目標を示します。

目標①

豊かな自然が創り出す風景の大切さを、市民一人ひとりが共有し、将来にわたって守ります

四季の彩り鮮やかでどっしりとした山並み、ゆったりとした円山川のひろがりなどの美しい朝来の自然景観は、私たちの貴重な財産です。この貴重な財産である自然景観の大切さを共有し、眺望点からの素晴らしい景色を維持し、景観の背景として自然の素晴らしさを五感でたのしみ、将来にわたって保全していきます。



目標②

豊かな自然の中で育まれた田園風景や農村風景を、生業の継続や人の関わりなどによって維持します

谷ごとに異なる自然の恵みを活かした土地利用を積み重ね、農林業を主体とする生業の景観やそこで営まれた暮らしの価値を再認識し、暮らしや生業を守り育て、様々な関わりを育むことでよりよい地域づくりにつなげていきます。

日常の暮らしや営みの中で景観を意識し工夫することで、住民による地域のよいところの再発見につなげ、外部からの支援を得ながら耕作放棄田や荒地などの解消に努めます。また特産品づくりや地区外との交流、外部の人に見てもらうことでさらに景観への意識を高めます。



目標③**代表的な歴史文化の特徴を活かし、市民の誇りとなる景観をつくります**

竹田地域では竹田城跡を中心とした城下町や町並みがあり、山裾の寺町には連続する寺院や石橋など歴史的町並み景観を形成しています。また生野地域では、生野銀山を中心とした町と山や川が一体となり、鉱山町としての文化的景観を形成しています。このように、市内では素晴らしい景観資源を活かしたまちづくりが先行して進められています。さらに観光交流や経済振興、にぎわいづくりや地域活性化などに発展させながら、市民の誇りとなる特徴ある景観へと育てていきます。

**目標④****身近な景観資源を評価し、活用することにより地域づくりを進めます**

市内の様々な地域にある地域固有の特徴や価値を内包し、魅力に満ちた身近な景観資源の良さを地域の住民によって再発見、評価を行い、磨きをかけていく取り組みを広げ、身近な景観資源を活かしたまちづくり活動へと広げていきます。



目標⑤

市街地や幹線沿道の特徴と調和した心地よい景観を創出します

市街地における景観は、住宅や店舗、オフィスなど様々な用途の建物等により形成されています。人が行き交ったり、集まったりする場所では、マナー向上や魅力アップを行い、今ある景観を大切にするとともに、屋外広告物や管理されていない建物などの景観阻害要素を改善していきます。また統一感のある町並み景観の創出等を行い、市民が心地よく暮らすことのできるまちの景観を形成していきます。



目標⑥

様々な人が関わる協働の景観まちづくりを全市で展開していきます

現在、様々な地域で祭りや花いっぱい活動、景観を活かしたイベントなど、景観を活かしたまちづくりが展開されています。今後はさらに新たな活動を促し、すでに活動を行っている人たちの相互交流などにより、市民、事業者、行政、さらには外部なども含めて協働で力をあわせて、景観まちづくりを市全体に広げていきます。



(3) 景観まちづくりの取り組み方針

目標を実現するために取り組んでいくべき方向性を、方針として示します。

方針①

朝来市の特徴ある景観を保全・継承していきます

それぞれの地域の成り立ちのなかで育まれてきた多様な景観を尊重し、地域の歴史、生活文化、土地利用などを踏まえながら、朝来市の特徴的な景観を保全・継承します。

こうした取り組みにより地域への関心や郷土愛を高め、住みたくなる朝来市をつくれます。

自然

- ・栗鹿山や段ヶ峰などの山地、円山川・市川などの河川といった豊かな自然は、朝来市の景観の骨格であり、日常の生活の背景として常に意識されるものとして保全します。
- ・雄大な山の眺め、広がりのある円山川沿いの眺めなどは、市民からも評価されている大切な景観であり、このような眺望点からの眺めを確保します。
- ・段丘や高原などの地形がつくる景観を、開発等で損ねないようにします。

田園 営み

- ・里山、集落、農地と一体となった田園景観、背後の山並みや河川の景観、支流ごとに異なった特色ある景観など、周辺との景観のつながり（構造）を大切にします。

歴史 文化

- ・雲海に浮かぶ美しい竹田城跡や歴史的な町並みといった竹田の景観や、生野に残る鉾山町独特の文化的な景観など、朝来市を代表する特徴的な景観資源を保全・継承します。
- ・街道町や宿場町など歴史的な町並みにおいて、地域の景観構造や町並み特性を継承し、新築等においては、周辺の景観に配慮した修景等に努めます。

方針②

身近な暮らしの中の風景を守り育てていきます

人々の豊かな暮らしと風景には、密接な関係があります。身近な暮らしの風景を守り育てるとともに、統一感のある街並み景観の創出や景観阻害要素の改善などを進めます。

歴史 文化

- ・住宅地において、生垣や街路樹など緑によるまちの潤いの維持や、隣接する建物等との関係に配慮し、潤いある景観形成に取り組みます。
- ・幹線道路や駅前などにおいて、掲出される屋外広告物によって景観上の混乱が生じないように沿道景観及び周辺との調和を図り、兵庫県と連携して沿道の空き店舗などの適正管理を促進します。
- ・まとまった工場地等において、周辺との関係性に配慮した景観形成を図るため、デザインの工夫、緑化などに努めます。

田園 営み

- ・農村集落において、暮らしの中で山や川や農地などとの関わりを積極的につくることによって、暮らしや営みの景観を後世にわたって保全します。
- ・地域住民が愛着を持つ寺社仏閣、庄屋屋敷、鎮守の森や巨木など、暮らしの中で受け継がれてきた景観を守り育てます。



方針③**景観まちづくりの担い手となる人や組織を育てていきます**

景観まちづくりを進めるためには、市民や企業、行政等の地域を支える幅広い人々が、それぞれの立場から主体的に活動することが必要です。そこで、市民主体の景観まちづくりを支える情報提供などの仕組みや支援制度などの創設によって、担い手となる人材や組織を育成します。

こうした活動によって市民の地域貢献活動率を向上させ、地域の活性化を目指します。

まちづくり

- ・景観の価値に気づき景観まちづくりに取組みたい人、既に実施している取組みを地域に広げたい人など様々な活動段階において、普及啓発や情報提供、市民が自由に参加できる場づくりなど、初めの一步を支援します。
- ・専門的な知識や技術を活かしたり、自分たちの活動を充実させていくために、景観まちづくりの一役を担う人材育成、組織育成及び仕組みづくりなどを行い、市民による景観まちづくりを支援します。

方針④**景観まちづくりの動きを、段階的に市全域へと広げていきます**

朝来市には特徴的な魅力ある景観がたくさんあり、景観を活かしたまちづくりの取り組みについても様々な段階があります。そこで、各地区における景観まちづくりの段階的な取組状況に合わせた支援や事業を進め、景観まちづくりを段階的に市全域へと広げていきます。

まちづくり

- ・特徴的な景観を活かした熟度の高い取り組みが行われている地域などについて、景観上重要な地区を景観形成地区として指定し、市全域での景観まちづくりへの動きをつくります。
- ・景観づくりに関わる市民や各種団体等との連携による景観フォーラム、シンポジウムの開催など、市民、事業者、行政の意識の醸成、啓発に向けたアクションを展開します。
- ・朝来市が行う景観施策について、取組み成果を点検評価するとともに必要に応じて見直し等を行い、景観計画を成長させていきます。

景観まちづくりの理念

朝来市がこれから景観まちづくりを展開していくにあたって根本となる考え方、スローガン

朝来の魅力ある風景をみんなで活かし、

喜び・誇り・豊かさが実感できる景観まちづくりを進めよう

～参画と協働によって、あさごブランドの風景を守り育て、次代に引き継ごう～

景観まちづくりの目標

朝来市の景観形成に携わるあらゆる主体が共有し、めざしていくべき景観まちづくりの目標

目標①

豊かな自然が創り出す風景の大切さを、市民一人ひとりが共有し、将来にわたって守ります

目標②

豊かな自然の中で育まれた田園風景や農村風景を、生業の継続や人の関わりなどによって維持します

目標③

代表的な歴史文化の特徴を活かし、市民の誇りとなる景観をつくります

目標④

身近な景観資源を評価し、活用することにより地域づくりを進めます

目標⑤

市街地や幹線沿道の特徴と調和した心地よい景観を創出します

目標⑥

様々な人が関わる協働の景観まちづくりを全市で展開していきます

景観まちづくりの取り組み方針

目標を実現するために取り組んでいくべき方向性

方針①

朝来市の特徴ある景観を保全・継承していきます

- ・山地、河川の豊かな自然の保全
- ・雄大な山、広がりのある川の眺望の確保
- ・段丘や高原などの地形の保全
- ・田園と山並みや河川など周辺との景観のつながり（構造）の保全
- ・朝来市を代表する特徴的な景観資源を保全・継承
- ・歴史的な町並みにおける地域の景観構造や町並み特性の継承

方針②

身近な暮らしの中の風景を守り育てていきます

- ・住宅地における生垣や街路樹など緑によるまちの潤いの維持、隣接する建物等との関係性への配慮
- ・農村集落における、暮らしの中で山や川や農地などとの関わりづくり
- ・地域住民が愛着を持つ暮らしの中で受け継がれてきた景観の保全、育成
- ・幹線道路や駅前などにおける沿道景観及び周辺との調和、沿道の空き店舗などの適正管理の促進
- ・工場地等における、周辺との関係性への配慮

方針③

景観まちづくりの担い手となる人や組織を育てていきます

- ・様々な活動段階における普及啓発や情報提供、市民が自由に参加できる場づくりなどの初めの一歩の支援
- ・景観まちづくりの一役を担う人材育成、組織育成及び仕組みづくり

方針④

景観まちづくりの動きを、段階的に市全域へと広げていきます

- ・特徴的な景観を活かした熟度の高い取り組みが行われている地域などにおける景観上重要な地区を景観形成地区として指定
- ・景観づくりに関わる市民や各種団体等との連携による景観フォーラム、シンポジウムの開催など、市民、事業者、市の意識の醸成、啓発
- ・朝来市が行う景観施策についての取り組み成果を点検評価、見直し等による景観計画の成長

図 景観まちづくりの理念、目標、取り組み方針

3 景観まちづくりの推進方策

(1) 協働による取り組み

1) 市民

市民は、自ら所有又は使用する建築物等や日常の営みが、朝来の重要な景観の要素であることを認識し、その維持・管理を積極的に行い、良好な状態を保つよう努めます。また、「自らが担い手」として景観まちづくりに取組むとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に積極的に参加するよう努めます。

2) 事業者

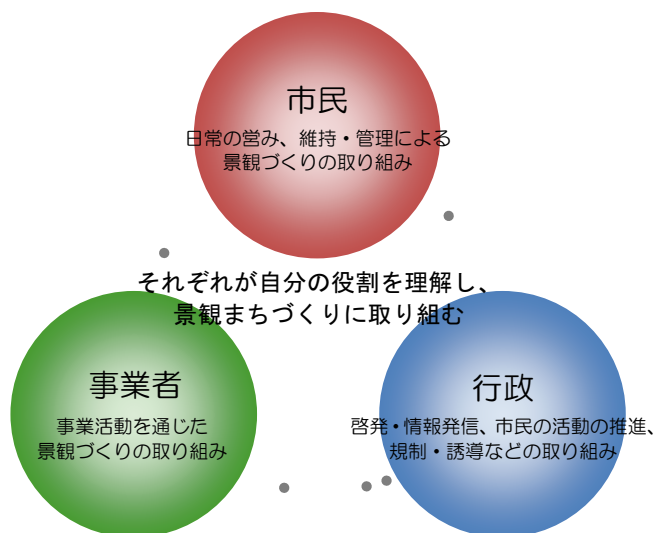
事業者は事業活動を通じて景観形成に関わる主体となります。市内で建築物・工作物等の設計・施工等を行う事業者は、自らの業務に関わる建築物等が重要な景観の要素となり、景観形成に影響を与えるものであることを認識し、専門的知識、経験等を活用し、積極的に景観づくりに貢献するよう努めます。

3) 行政

市は、良好な景観の形成を図るために、景観形成の理念やそれぞれの主体の責務などの基本的な枠組みを定める景観条例の制定や、良好な景観形成に向けた理念、目標と方針、その実現に向けた基本的な事項を定める景観計画を、市民・事業者等の意見を踏まえながら策定します。そして、これらに位置づけられた施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

景観まちづくりの推進に向けて、様々な段階における支援の仕組み、意識を高めるための啓発、情報発信、活動を実施継続していくための支援などを行います。

また行政が行う道路、河川、公園その他の公共施設は、良好な景観を形成していく上で重要な役割を担っています。これらの整備を行う場合には、良好な景観の形成に先導的役割を果たすよう努めることとし、整備を行う事業部局との連携に加え、国・県など他の公共施設の整備主体とも十分な連携・調整を行います。



(2) 協働を支える連携体制の構築

協働による取り組みを進めるために、市民、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら連携を図ります。

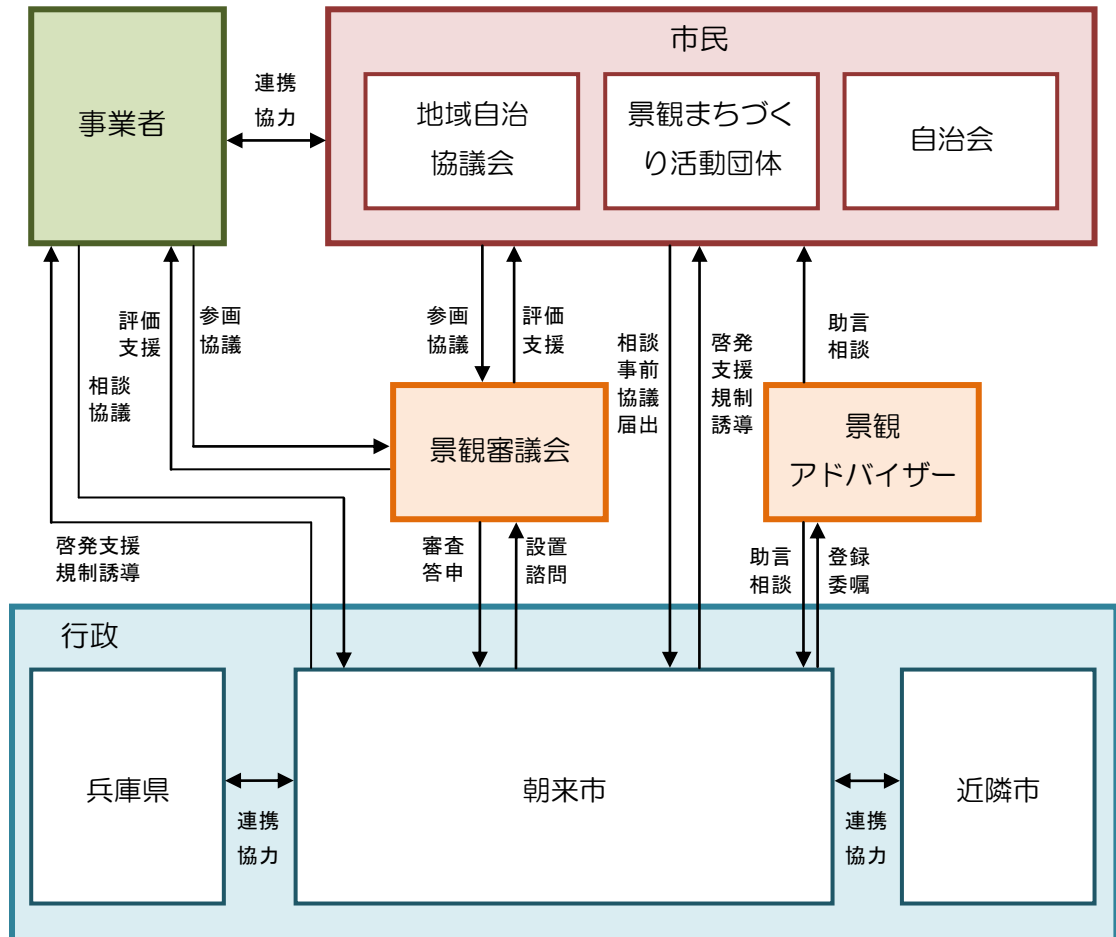


図 協働を支える連携体制概念

○地域自治協議会

「参画と協働のまちづくり」を基本理念とした地域自治協議会は、地域課題を地域で検討・解決し、地域を将来にわたって持続していくための組織です。

地域の景観形成の牽引役としての役割を果たすとともに、地域住民が地域の将来の景観について、語り合える場づくりに努めていくことが望まれます。

○景観アドバイザー

自治協議会等の地域の組織やまちづくりに関する活動を行う NPO 法人等の各種団体や市民などに対して、景観専門家の紹介・派遣により、景観形成に関心のある市民等の活動支援を行います。

○景観まちづくり活動団体

景観形成に関する活動を行う NPO 法人や市民団体等の景観まちづくり活動団体は、それぞれの活動の中で積極的に良好な景観の形成に貢献するよう努めるとともに、市民・事業者・行政のつなぎ役・牽引役として、三者とともに取組むことが望まれます。

○景観審議会

景観計画の充実や一定の区域における良好な景観形成のための基準や方策等を検討する場合において、行政と地域で活動を行う景観形成団体などが協議する場として設置します。

(3) 良好な景観を形成するための施策

1) 景観に関する啓発・情報発信

朝来市で進める景観まちづくりでは、まず「えところやな」「こんなところが好き」感じ、地域、まちの良さを「知る」から始まります。

そこで、市民の景観に対する関心を高め意識の向上を図ることが重要であり、情報発信や学習機会の提供、人材の育成など、景観形成に関する啓発の取り組みを積極的に推進します。

①景観の再発見

市民が朝来市の景観の良さを再発見できるような、職員による景観まちづくり出前講座やタウンウォッチング、ウォーキングイベント等を開催します。



②景観まちづくりの情報発信

市民等による景観まちづくり等の情報について、景観まちづくり情報誌「あさいろ」の発行や景観ホームページの設置、景観計画において示された景観形成の基準等について、景観づくりの主体となる市民、事業者、行政が、その取り組みについて共通の認識を持つことができるよう、わかりやすく解説したガイドラインやパンフレットなどの作成、記録映像の製作などを行い、情報発信に取り組みます。



③景観学習の推進

大人から子どもまで朝来市の景観の大切さを認識する機会づくりとして、景観まち歩き、景観シンポジウム、景観コンクールの開催などに取り組みます。



④市民の景観への思いの把握

アンケート調査の実施などにより、市民の景観に対する考えや思いを把握し、景観事業を行う上で市民の考えを把握し、市民の景観への思いをくみ取った景観形成を進めます。

⑤情報交換の場づくり

市民相互で景観まちづくりの情報交換や連携、情報提供などの景観に関して交流、情報交換、ネットワーク形成ができるような取り組みを支援します。

2) 景観を活かした活動の推進

自分のまわりやまちを知ることから、「良くしたい」「きれいにしたい」という思いが生まれてきます。

その思いを活動へとつなげるために、活動を始めるきっかけづくりのため、具体的な活動を行うため、継続的に活動が続けるため、それぞれの段階で市民が景観を活かした取り組みを支えるしくみを設け、多くの人を巻き込みながら、市全体へと活動が広がるように推進します。

①景観まちづくり活動の支援

地区住民等の発意に基づき、地域の景観まちづくりを担う団体・グループ等の初動期の活動について、財政支援、コンサルタントの派遣支援などを行います。



②景観アドバイザー制度

景観まちづくり活動を行う各種団体や市民などに対して、景観専門家の紹介・派遣により、景観形成の活動支援を行います。

また景観の相談窓口を設け、取り組みを支援します。

③景観まちづくり活動団体の認定制度

良好な景観の形成に関する自主的な活動を行う団体について、景観まちづくり活動団体として認定し、必要な支援を行います。

④景観まちづくり活動の評価・表彰制度

良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物等の所有者を表彰したり、良好な景観の形成に寄与していると認められる活動を行う個人又は団体等を表彰する制度を設けます。

⑤修景助成、町家等改修の相談会

「景観形成地区」等で行なわれる建築物等の修景のための工事費の助成や、町家修景に関する相談会等の修景支援を行います。



⑥景観パトロールの実施

秩序を乱すような屋外広告物などから地域の景観を守るため、市民の視点で景観をチェックする景観パトロールを実施します。

⑦クリーン作戦や不法投棄防止キャンペーン

20年近くにわたって続けられているクリーン作戦や不法投棄防止キャンペーンなども、市民や関係課と連携しながら継続実施していきます。

⑧観光振興施策との連携

朝来市の景観が持つ多様な魅力を広く発信し、市内外から多くの方に観光に訪れていただけるように、観光まちづくりの視点を踏まえ、観光振興施策と連携を図り、地域特性に応じた景観誘導に取り組みます。

⑨農林振興施策との連携

良好な景観を構成する主要な要素である農地や森林を健全に保つために、耕作放棄地の有効活用や、荒廃森林の再整備など、関係機関と情報共有を図りながら、適切な維持管理を継続できるしくみを検討します。

3) 規制・誘導等による展開

良好な景観を形成するためには、市民の皆さんへの支援とあわせて、市全域の景観に関するルールの充実を図るとともに、一定の地域で先導的な景観整備を行うことにより、周辺地域、市全域への景観づくりにつなげていくことが必要です。

このため、地域住民との協働による地区ごとのルールづくりを推進するとともに、景観に関する各種法制度の活用や公共事業等による景観形成を効果的に展開していきます。

①ルールづくり（市全域の緩やかなルール、地域別のきめ細かいルール）

建築物の新築、改築、増築及び外観の変更、色彩の変更等を行う場合の建築物等の形態・意匠、色彩、敷地の緑化など具体的な景観形成基準を定め、誘導を図ります。

特徴のあるまとまった景観を持つ地域（景観形成地区など）では、地域の状況に合わせたきめ細かいルールにより誘導を図ります。

②景観形成地区の指定

朝来市の中で重点的に景観形成を図る必要があると認められ、景観を活かした地域の活性化や地域再生に向けた住民の積極的な取り組みが展開されている地域などを、景観形成地区として指定して良好な景観形成に向けた施策を展開します。

③事前協議の仕組み

良好な景観形成を図るためには、個々の建築物や工作物の建築行為・開発行為の設計にあたって、景観に配慮することが必要です。

このため、行為の届出の前に、良好な景観形成にむけた協議を行う仕組みを設け、市と届出者や設計者等が、2段階の手続きを通じて良好な景観形成を図ります。

④屋外広告物の誘導

兵庫県とともに良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び掲出に関して必要な基準を定め、屋外広告物の誘導を行います。

⑤各種法令と連携した景観誘導

自然公園法、森林法、文化財保護法などの各種法令との連携を図り、景観誘導を図ります。

⑥公共施設等の景観形成への配慮

道路・河川等の公共施設や学校・公民館等の公共建築物は、良好な景観形成において先導的な役割を担っていることから、景観形成を重点的に進めるべき地区など（例：景観形成地区）において、国・県・市が実施する公共事業において景観形成への配慮に努めます。



⑦景観阻害物件への対応

景観の阻害要因となる耕作放棄地、廃店舗、空き家などに対しての対応を進めます。

◎朝来市における景観に関わる事前協議の流れ

良好な景観形成を図るためには、個々の建築物や工作物の建築行為・開発行為の設計にあたって、景観に配慮することが必要です。

このため、行為の届出の前に、良好な景観形成にむけた協議を行う仕組みを設け、市と届出者や設計者等が、2段階の手続きを通じて良好な景観形成を図ることとします。

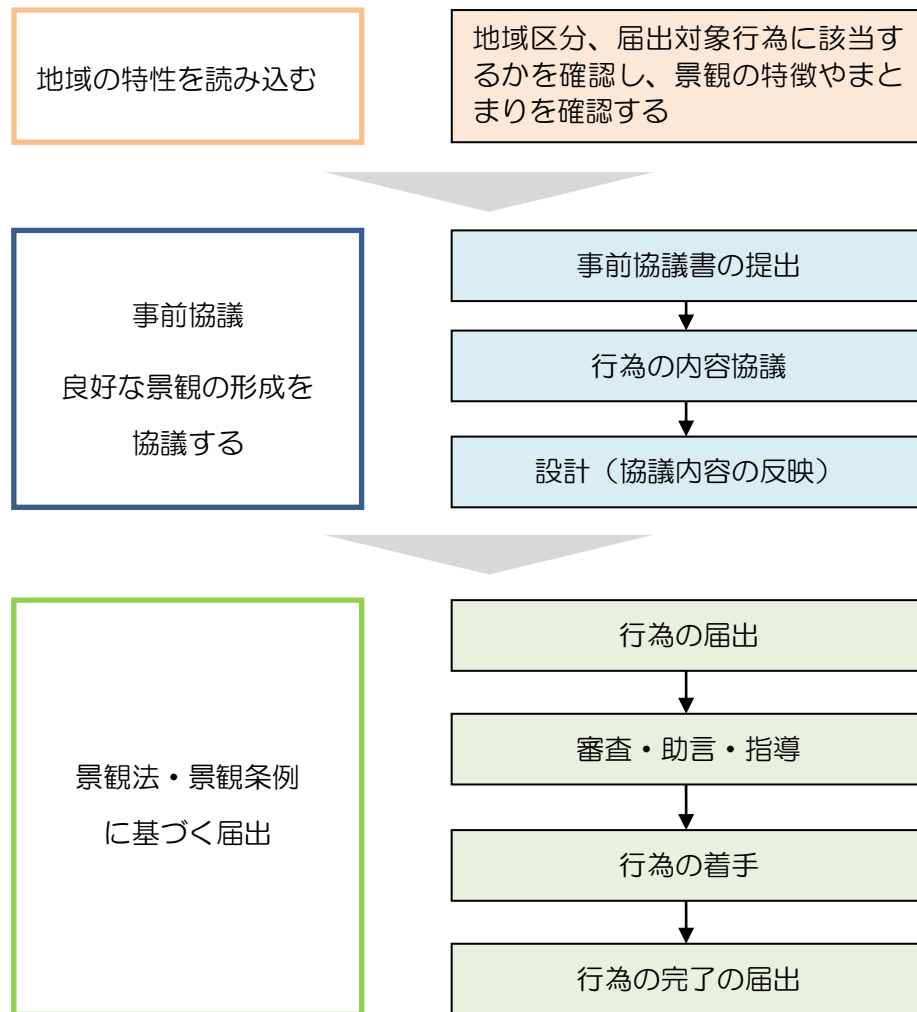


図 事前協議のフロー

第2章 景観形成にかかる取り組み

本章では、景観法をはじめとした様々な制度による景観形成の取り組みとして、景観法に基づく景観形成の届出の対象区域、全市および景観形成地区の届出対象行為、景観形成基準、また屋外広告物や公共施設の景観形成、景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針などの景観形成のために必要な事項について定めています。

1 全市を対象とした景観形成基準

(1) 景観形成の方針

景観形成については、第1章 基本計画
2 景観まちづくりの基本的な考え方
における『景観まちづくりの理念』『景観まちづくりの目標』『景観まちづくりの取り組み方針』を踏まえることとします。

(2) 届出を要する区域

届出を要する区域は、景観形成地区を除く朝来市全域とします。



図 朝来市景観計画区域

(3) 届出対象

届出を要する行為は下記の通りとします。

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 15m を超え、または建築面積が 1,000 m ² を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 15m(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合は、その高さが 10m を超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が 15m)を超え、またはその敷地の用に供する面積が、1,000 m ² を超えるもの
都市計画法第4条第 12 項に規定する開発行為	行為面積が 3,000 m ² を超えるもの

※仮設の行為、軽微な行為等は適用除外とします。

(4) 景観形成基準

下記を市全域（景観形成地区を除く。）の景観形成基準とします。

項 目	基 準
建築物	配 置
	高 さ
	外 壁 及 び 建 具
	屋 根
	建築 設備等
	付属 施設
	門、塀等
	その他
	材 料
	植 栽

項 目		基 準
工 作 物	配 置	・周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。
	高 さ	・人々に親しまれている山・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。
	意 匠	・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・外壁の基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。 ①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊戯施設については、適用しない。
	材 料	・住宅地、集落またはその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 ・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 ・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。
	植 栽	・周辺の植栽に努める。 ・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係わるものについては適用しない。
開 発 行 為	規 模	・行為の面積は必要最小限に留め、周辺の景観との調和に配慮する。 ・長大な法面や擁壁が生じないようにする。
	緑 化	・周辺の植生にあわせて緑化を行う。

2 景観形成地区

(1) 景観形成地区の指定方針

特に朝来らしい特徴的な景観があり、景観を活かしたまちづくりが積極的に展開されている地区などを対象として、地域住民等の合意のもとに「景観形成地区」として指定します。

1) 地区指定の視点

- ①朝来市の中で重点的に景観形成を図る必要があると認められる地区
- ②文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 2 条第 1 項第 5 号に規定する文化的景観を有する地区
- ③景観を活かした地域の活性化や地域再生に向けた住民の積極的な取り組みが展開されている地区
- ④その他、市長が必要があると認める地区

(2) 景観形成の方針と景観形成基準

1) 竹田（竹田景観形成地区）

朝来山等の山腹を背景とし、ゆるく弧を描く円山川に縁取られた、平入り屋根の続く町並みの竹田城跡からの俯瞰や、山城遺構と古城山を背景とする円山川の眺望などに配慮しながら、城下町としての通り景観、古城山の麓に連なる社寺、そして地場産業である家具づくりなど、竹田に蓄積された昔ながらの景観資源を保全継承するとともに、快適な住機能を備えたまちづくりを進めるため、次のゾーンに分けて景観を形成していきます。

また、市長が景観審議会などの意見を聴いたうえ、当地区の優れた景観を創造するため、この基準を適用することが適当でないと認める建築物等については、これによらないことができます。

①竹田景観形成地区の景観形成の方針

○竹田城跡景観形成ゾーン

円山川から見た場合に市街地の背景となる竹田城跡及びそれを頂く古城山の緑豊かな東斜面の景観を保全するとともに、それらと調和した市街地景観の形成を図ります。

○寺町景観形成ゾーン

古城山の麓に連なる寺社とそれに沿って流れる水路によって形成される町並みを保全しつつ、歴史性を感じさせる景観の形成を図るとともに、寺町景観通りを設定して魅力ある通り景観の形成を進めます。

○一般市街地町家景観形成ゾーン

伝統的な町家が連なって形成される町並みや円山川との調和に基調をおいた景観形成を図るとともに、町家景観通り及びふるさとの川景観通りを設定して魅力ある通り景観の形成を進めます。

○家具のまち景観形成ゾーン

竹田の顔である歴史的な地場産業としての家具工場などがあるゾーンであり、竹田らしさの創出に配慮しつつ、円山川沿岸や竹田城跡から見ても魅力のある景観の形成を図るとともに、ふるさとの川景観通りを設定して魅力ある通り景観の形成を進めます。

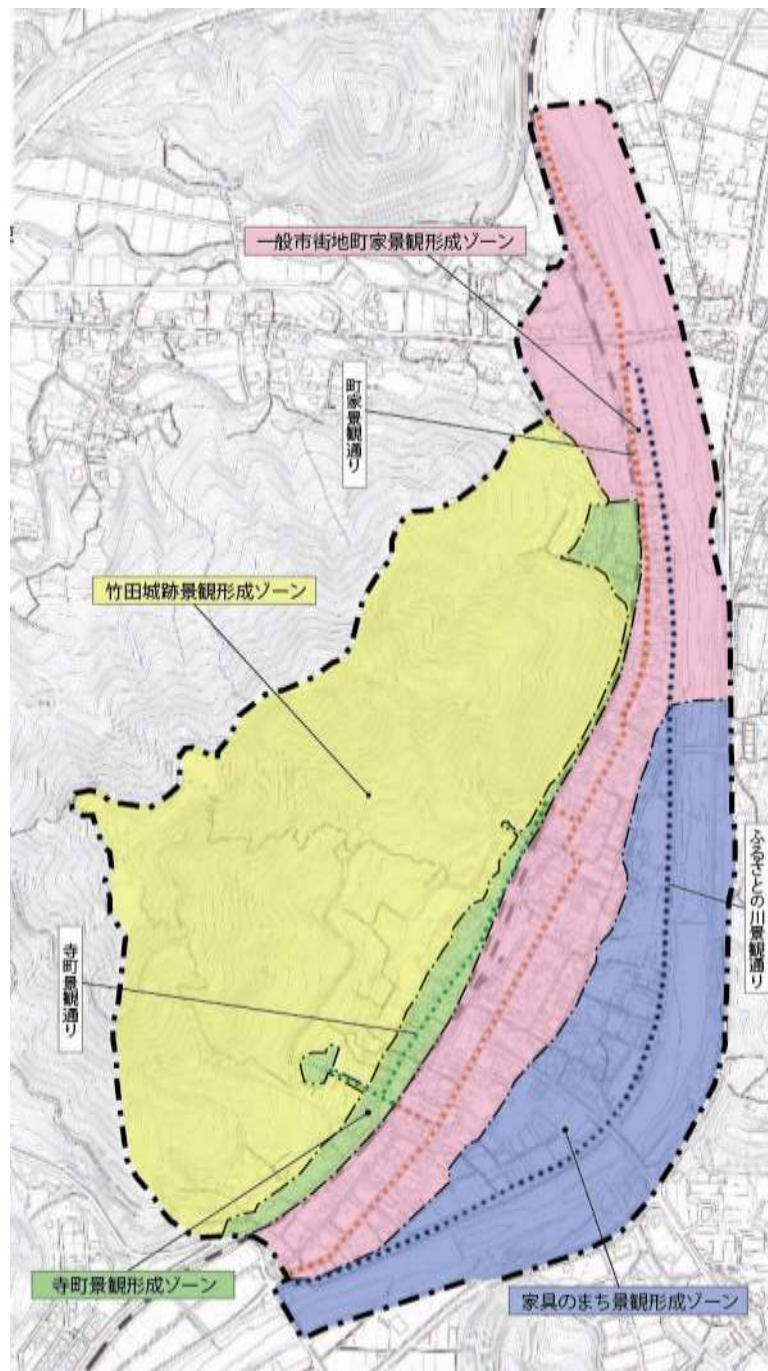


図 竹田景観形成地区の区域

②竹田景観形成地区の届出対象

下記の行為を竹田景観形成地区の届出の必要な行為（届出対象行為）とします。

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為面積が3,000㎡を超えるもの

※仮設の行為、軽微な行為等は適用除外とします。

③竹田景観形成地区の景観形成基準

下記を竹田景観形成地区の景観形成基準とします。

項 目	竹田城跡景観形成ゾーン	寺町景観形成ゾーン	一般市街地町家景観形成ゾーン	家具のまち景観形成ゾーン
建築物			・通りに面する壁面の位置は、壁面が連なるように、できるだけ隣接する建物の壁面にそろえる。 ・駐車スペースを確保するため、やむを得ず建築物を後退させる場合は、門及び塀の設置等により、町並みの連続性を損なわないように努める。	
			（ふるさとの川景観通り） ・河川に接している敷地にある壁面の位置については、できるだけ堤防敷から離れるように努める。	
	高 さ	・階数は2階以下とする。	・階数は3階以下とする。	
	屋 根	・こう配屋根とし、黒または灰色の和瓦とする。やむを得ず他の材料を使用する場合も、その色彩は黒または灰色とする。 - 色相は0YR（橙）から10YRまでとし、明度4以下、彩度は1以下とする。	・こう配屋根とし、黒または灰色の和瓦とする。やむを得ず他の材料を使用する場合も、その色彩は黒または灰色とする。 - 色相は0YR（橙）から10YRまでとし、明度4以下、彩度は1以下とする。 ・特徴あるうだつや越屋根の保全を図る。 ・道路に面する1階部分のひさしの位置は、隣家とそろえるよう努める。	（町家景観通り） ・屋根こう配は周辺の建築物と同様の程度のもとする。 （ふるさとの川景観通り） ・背景となる竹田城跡と手前の円山川の流れなどの周辺景観との調和に努め、対岸からの眺望にも配慮する。
外 壁 及 び 建 具	（外壁）・白ないし灰色または茶系統の落ち着いた色彩とする。 ・色相は5YR（橙）から10Y（黄）までとし、明度4～9.5、彩度は4以下とする。			
			（町家景観通り） ・建具の色は茶系統とする。 ・壁面及び窓、格子等の建具の意匠については、伝統的意匠を基本とし、町並みを損なわないようにする。	

項 目		竹田城跡景観形成ゾーン	寺町景観形成ゾーン	一般市街地町家景観形成ゾーン	家具のまち景観形成ゾーン
建築物	建築設備等	・建築物の内部に取り込むか、目立たない位置にする。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、できるだけ目立たない意匠及び色彩とし、外部から見えにくいように設置する。			
	付属施設	・町並みと調和した意匠及び色彩とする。 ・案内板、広告物などの掲出物は、周囲の町並みと調和した意匠、形状、材料及び色彩となるように努める。			
					・日除けテント等については、町並みと調和するよう意匠及び色彩に配慮する。
	門、塀	・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。	(寺町景観通り) ・門、塀の仕上げは、しっくい塗り、板張り、石ばり、またはこれらに類するものとする。 ・門、塀は和瓦ぶきに努める。	・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。	
	その他	植栽	・緑に包まれた印象となるよう、地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然植生を考慮した上で、敷地内に低、中、高木を適切に配置し、周辺の緑地環境との調和に努める。		・家具工場等大規模な敷地については、対岸からの眺望に配慮した植栽や、敷地内に低、中、高木を適切に配置するなど、周辺景観との調和に努める。
		水路		・水路景観を考慮し、水路等の安易な暗きょ化を避けるとともに、新たに水路橋等を設置する際には石造りとするなど、周辺と調和させ、一体的な修景に努める。	
工作物	意 匠	・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・基調となる色彩は、けばけばしくならないものとし、周囲の景観との調和に努める。			
	擁 壁		・擁壁を設置する場合は、石積み(野面積み等)にするなど、周辺との調和に努める。		
	自動販売機	・自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。 ・自動販売機の基調となる色彩は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくしないものとし、周囲の景観から突出しないものとする。 ・自動販売機は、企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。			
	規 模	・行為の面積は必要最小限に留め、周辺の景観との調和に配慮する。 ・長大な法面や擁壁が生じないようにする。			
開発行為	緑 化	・周辺の植生にあわせて緑化を行う。			

2) 生野（口銀谷景観形成地区、奥銀谷景観形成地区、太盛景観形成地区）

生野鉱山と鉱山まちの文化的景観について、文化財保護法に基づく重要文化的景観に選定し保存活用すべく調査研究等が進められています。

このような口銀谷、奥銀谷、太盛の各地区において、新たなまちづくりを視野に入れながら、鉱山の町として栄え独特の風情が残る景観を、山際の緑と町なみ眺望などに配慮しながら、河川、山容とともに保全、修景、創造していくために、次のとおりゾーンを区分しながら景観の形成を図っていくこととします。

なお、口銀谷地区において、市街地景観形成ゾーンのうち、小路景観形成ゾーンと境界をなす道路に面する建築物に適用する景観形成基準については、市街地景観形成ゾーンに係る景観形成基準にかかわらず、通り景観として違和感が生じないように小路景観形成ゾーンに係る景観形成基準に準じることとし、寺町景観形成ゾーン又は市川景観形成ゾーンと境界をなす道路に面する建築物に適用する景観形成基準についても、同様にそれぞれの景観形成基準に準じることとします。

さらに、奥銀谷地区においても、上筋・小野景観形成ゾーンのうち、市街地景観形成ゾーンとの境界をなす道路に面する建築物に適用する景観形成基準については、上筋・小野景観形成ゾーンに係る景観形成基準にかかわらず、通り景観として違和感が生じないように市街地景観形成ゾーンに係る景観形成基準に準ずることとします。

また、市長が景観審議会などの意見を聴いたうえ、当地区の優れた景観を創造するため、この基準を適用することが適当でないと認める建築物等については、これによらないことができます。

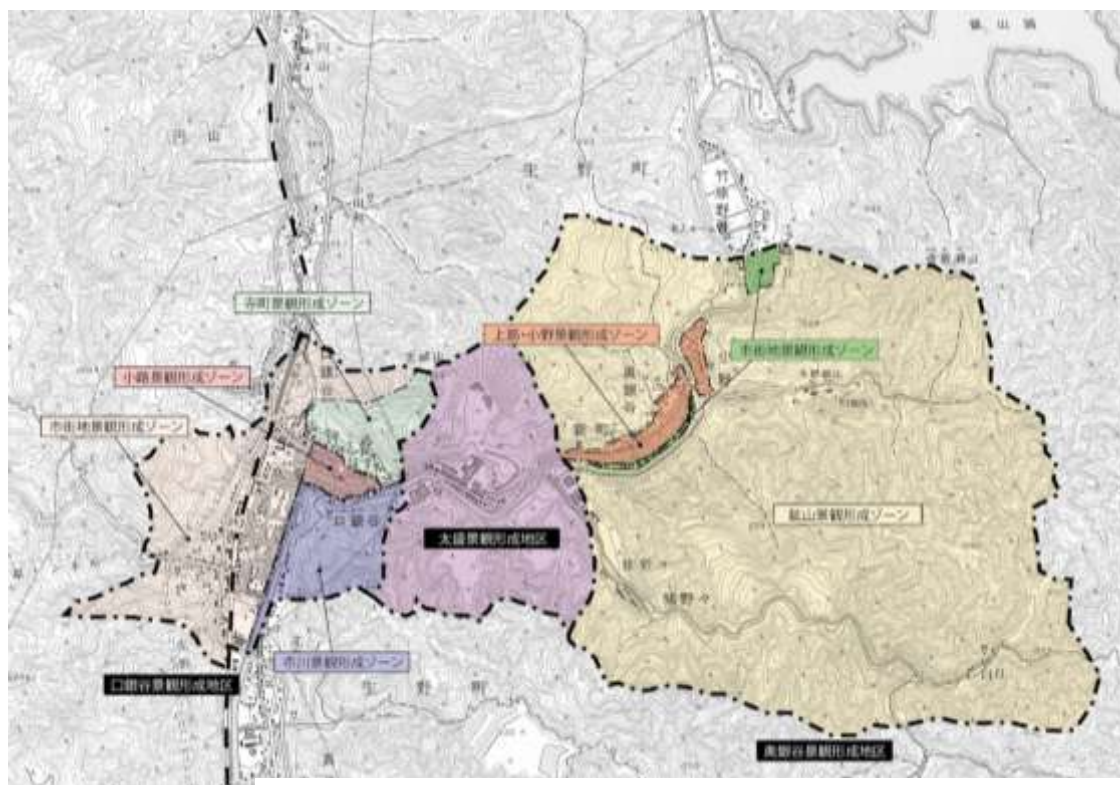


図 口銀谷、奥銀谷、太盛の各景観形成地区の区域

①口銀谷景観形成地区の景観形成の方針

○寺町景観形成ゾーン

口銀谷地区北部丘陵地の麓に連なる寺院を中心とした重量感のある擁壁などを備えたゾーンで、既存の素材（石、カラム石など）の活用を図るとともに、山際の緑を生かしながら、景観の保全及び修景を行います。

○小路景観形成ゾーン

旧鉾山社宅、由緒ある通り名称（寺町通り、日向通り、小日向通り、本町通り、下小路通り、宮町通り）など鉾山町の風情が色濃く残るゾーンで、鉾山まちの特徴を生かしながら、景観の保全及び修景を行います。

○市川景観形成ゾーン

市川の天然護岸と右岸に残るトロッコ道のアーチ、左岸の山際の緑などが特徴のゾーンで、市川と一体になった眺望景観を意識しながら、景観の保全及び修景を行います。

○市街地景観形成ゾーン

主にこれからの口銀谷地区における拠点として新たなまちづくりが行われるゾーンで、鉾山まちの特徴と山際の緑を生かし、点在する伝統様式住宅との調和を図りながら、景観の修景及び創出を行います。

②口銀谷景観形成地区の届出対象

下記の行為を口銀谷景観形成地区の届出の必要な行為（届出対象行為）とします。

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為面積が3,000㎡を超えるもの

※仮設の行為、軽微な行為等は適用除外とします。

③口銀谷景観形成地区の景観形成基準

下記を口銀谷景観形成地区の景観形成基準とします。

項 目		寺町景観形成ゾーン	小路景観形成ゾーン	市川景観形成ゾーン	市街地景観形成ゾーン
建築物	高 さ	階数は原則として2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させるなど、通りから見えない工夫をする。			
	屋 根	・屋根は瓦葺きとする。			
		・勾配屋根とし、屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。 ・基調となる色は、黒、灰色ないし赤色又はこれらに近い色彩の仕上げとする。 ①全色相(無彩色も含む)、明度2以上5以下、彩度0.5以下 ②色相5R～5YR、明度2以上4以下、彩度4以下			
	外 壁 及 建 具	・通りに面する壁面は、伝統的な材料、形態とする。 ・基調となる色は、土壁又は板張りなど、伝統的素材による落ちついたものとする。 ①全色相、明度2以上9.5以下、彩度0.5以下 ②色相、2.5YR～2.5Y、明度3以上9.5以下、彩度4以下 なお、漆喰又は煉瓦を用いる場合はこの限りではない。	・通りに面する壁面は、漆喰や羽目板張り、下見板張りなどの伝統的な材料、形態とする。 ・それ以外の壁面についても、伝統的な様式を基調とした意匠に配慮する。 ・基調となる色は、土壁又は板張りなど伝統的素材による落ちついたものとする。 ①全色相、明度2以上9.5以下、彩度0.5以下 ②色相2.5YR～2.5Y、明度3以上9.5以下、彩度4以下 なお、漆喰又は煉瓦を用いる場合はこの限りではない。	・通りに面する壁面は、伝統的な材料、形態とする。 ・基調となる色は、土壁又は板張りなど、伝統的素材による落ちついたものとする。 ①全色相、明度2以上9.5以下、彩度0.5以下 ②色相、2.5YR～2.5Y、明度3以上9.5以下、彩度4以下 なお、漆喰又は煉瓦を用いる場合はこの限りではない。	基調となる色は、周囲も建築物と調和したけばけしなく落ち着いたものとする。
		(建具)・格子や駒寄せを設置するよう努める。 ※駒寄せとは、建物と道路際の溝石までの軒下に設ける柵をいう。 ・周囲の町なみと調和した材料を使用し、基調となる色は、黒若しくは灰色又は茶色とする。			
	建築設備等	・通りから直接見えないように工夫する。やむを得ず通りから見える場所に設置する場合は格子等を設置し 見えないようにする			
	付属施設	・掲出物を通りに面して設置する場合は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。			
					・テラスを市川に面して設置する場合、支柱などによる張出は行わない。
	門、塀	・既存のカラム石積塀の保全に努める。 ・塀を設置する場合は、漆喰などを使用し、周囲の塀と調和した伝統的なものとする。 ・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。			・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。
	その他	・現存の樹木の保存に努める。 ・山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に努める。			

項 目		寺町景観形成ゾーン	小路景観形成ゾーン	市川景観形成ゾーン	市街地景観形成ゾーン
工 作 物	配 置	・山なみの稜線上の配置は避けるように努める。			
	高 さ	・高さは15m以下とし、山及び森のスカイラインを切らないよう努める。			
	意 匠	・周囲に与える、突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・基調となる色は、周囲の景観と調和したけけしく落ち着いたものとする。			
	擁 壁	・既存の石積及びカラム石積擁壁の保全に努める。 ・擁壁とする場合は、自然石の使用又は擬石仕上げとし、周囲の擁壁と調和したものとする。		・既存の石積擁壁の保全に努める。 ・擁壁とする場合は、自然石の使用又は擬石仕上げとし、周囲の擁壁と調和したものとする。	
	自動販売機	・自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。 ・自動販売機の基調となる色彩は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けけしくもないものとし、周囲の景観から突出しないものとする。 ・自動販売機は、企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。			
開 発 行 為	規 模	・行為の面積は必要最小限に留め、周囲の景観との調和に配慮する。 ・長大な法面や擁壁が生じないようにする。			
	緑 化	・周辺の植生にあわせて緑化を行う。			

④奥銀谷景観形成地区の景観形成の方針

○上筋・小野景観形成ゾーン

新町、奥銀谷の上筋沿道や小野において、路地に並ぶ伝統的建築物を生かしながら、居住地としての歴史的・文化的な景観の保全や修理、修景を行います。

○市街地景観形成ゾーン

緑ヶ丘や、新町及び奥銀谷の国道 429 号沿道において、鉾山社宅群の系譜を受け継ぐ景観の特徴を生かしながら、定住人口の維持を視野に居住地としての景観の保全や修景を行います。

○鉾山景観形成ゾーン

周囲の山並みや山際の緑、トロッコ道や水路など特徴ある鉾山遺産との調和をめざし、景観の保全及び修景を行います。

⑤奥銀谷景観形成地区の届出対象

下記の行為を奥銀谷景観形成地区の届出の必要な行為（届出対象行為）とします。

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為面積が 3,000 m ² を超えるもの

※仮設の行為、軽微な行為等は適用除外とします。

⑥奥銀谷景観形成地区の景観形成基準

下記を奥銀谷景観形成地区の景観形成基準とします。

項 目		奥銀谷景観形成地区		
		上筋・小野景観形成ゾーン	市街地景観形成ゾーン	鉾山景観形成ゾーン
建築物	高 さ	・階数は原則として2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させるなど、通りから見えない工夫をする。		
	外 壁 及 び 建 具	・通りに面する壁面は漆喰や羽目板張り、下見板張りなどの伝統的な材料、形態とする。 ・それ以外の壁面についても、伝統的な様式を基調とした意匠に配慮する。 ・基調となる色は、土壁又は板張りなど伝統的素材による落ちついたものとする。 ①全色相、明度2以上9.5以下、彩度2以下 ②色相2.5YR～2.5Y、明度3以上9.5以下、彩度4以下 なお、漆喰を用いる場合はこの限りではない。 (建具) ・周囲の町なみと調和した材料を使用し、基調となる色は、黒若しくは灰色又は茶色とする。		
	屋 根	・屋根は瓦葺きとする。 ・勾配屋根とし、屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。 ・基調となる色は、黒、灰色ないし赤色又はこれらに近い色彩の仕上げとする。 ①全色相(無彩色も含む)、明度2以上5以下、彩度1以下 ②色相5R～5YR、明度2以上5以下、彩度3以下	・勾配屋根とし、屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。 ・基調となる色は、黒、灰色ないし赤色又はこれらに近い色彩の仕上げとする。 ①全色相、明度2以上5以下、彩度1以下 ②色相5R～5YR、明度2以上5以下、彩度3以下	
	建築 設備等	・通りから直接見えないように工夫する。やむを得ず通りから見える場所に設置する場合は格子等を設置し 見えないようにする		
	付属 施設	・掲出物を通りに面して設置する場合は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。		
	門、塀	・既存のカラム石積塀の保全に努める。 ・塀を設置する場合は、漆喰などを使用し、周囲の塀と調和した伝統的なものとする。 ・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。	・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。	
	そ の 他	・現存の樹木の保存に努める。 ・山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に努める。		
	植 栽			
工作物	配 置	・山なみの稜線上の配置は避けるように努める。		
	高 さ	・高さは15m以下とし、山及び森のスカイラインを切らないよう努める。		
	意 匠	・周囲に与える、突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・基調となる色は、周囲の景観と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。		
	擁 壁	・既存の石積及びカラム石積擁壁の保全に努める。 ・擁壁とする場合は、自然石の使用又は擬石仕上げとし、周囲の擁壁と調和したものとする。	・既存の石積擁壁の保全に努める。	
	自動 販売機	・自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。 ・自動販売機の基調となる色彩は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周囲の景観から突出しないものとする。 ・自動販売機は、企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。		
開発行為	規模	・行為の面積は必要最小限に留め、周囲の景観との調和に配慮する。 ・長大な法面や擁壁が生じないようにする。		
	緑化	・周辺の植生にあわせて緑化を行う。		

⑦太盛景観形成地区の景観形成の方針

近代化遺産や特徴ある鉱山施設との調和をめざし、近代から続く鉱工業地としての景観の保全や修景を行い、雇用の確保や鉱工業をはじめとする産業の維持・継続に努めます。

⑧太盛景観形成地区の届出対象

下記の行為を太盛景観形成地区の届出の必要な行為（届出対象行為）とします。

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為面積が3,000㎡を超えるもの

※仮設の行為、軽微な行為等は適用除外とします。

⑨太盛景観形成地区の景観形成基準

下記を太盛景観形成地区の景観形成基準とします。

項 目	太盛景観形成地区														
建築物	<table> <tr> <td>高 さ</td><td>・道路から見た背後のズリ山や山並みへの視線を妨げないような高さとする。</td></tr> <tr> <td>屋 根</td><td> ・屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。 ・基調となる色は、周囲の建築物の屋根と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。その範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。 ①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 </td></tr> <tr> <td>外 壁 及び 建 具</td><td>・基調となる色は、周囲の建築物と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。その範囲は、屋根色に準ずるものとする。</td></tr> <tr> <td>付属 施設</td><td>・掲出物を通りに面して設置する場合は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。</td></tr> <tr> <td>門、塀</td><td> ・既存のカラム石積塀の保全に努める。 ・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。 </td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td> <table> <tr> <td>植 栽</td><td> ・現存の樹木の保存に努める。 ・山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に努める。 </td></tr> </table> </td></tr> </table>	高 さ	・道路から見た背後のズリ山や山並みへの視線を妨げないような高さとする。	屋 根	・屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。 ・基調となる色は、周囲の建築物の屋根と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。その範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。 ①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下	外 壁 及び 建 具	・基調となる色は、周囲の建築物と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。その範囲は、屋根色に準ずるものとする。	付属 施設	・掲出物を通りに面して設置する場合は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。	門、塀	・既存のカラム石積塀の保全に努める。 ・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。	そ の 他	<table> <tr> <td>植 栽</td><td> ・現存の樹木の保存に努める。 ・山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に努める。 </td></tr> </table>	植 栽	・現存の樹木の保存に努める。 ・山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に努める。
高 さ	・道路から見た背後のズリ山や山並みへの視線を妨げないような高さとする。														
屋 根	・屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。 ・基調となる色は、周囲の建築物の屋根と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。その範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。 ①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下														
外 壁 及び 建 具	・基調となる色は、周囲の建築物と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。その範囲は、屋根色に準ずるものとする。														
付属 施設	・掲出物を通りに面して設置する場合は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。														
門、塀	・既存のカラム石積塀の保全に努める。 ・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。														
そ の 他	<table> <tr> <td>植 栽</td><td> ・現存の樹木の保存に努める。 ・山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に努める。 </td></tr> </table>	植 栽	・現存の樹木の保存に努める。 ・山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に努める。												
植 栽	・現存の樹木の保存に努める。 ・山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に努める。														

項 目		太盛景観形成地区
工 作 物	配 置	・山なみの稜線上の配置は避けるように努める。
	高 さ	・高さは山及び森のスカイラインを切らないよう努める。
	意 匠	・周囲に与える、突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・基調となる色は、周囲の景観と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。
	擁 壁	・既存の石積及びカラミ石積擁壁の保全に努める。
	自動販売機	・自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。 ・自動販売機の基調となる色彩は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周囲の景観から突出しないものとする。 ・自動販売機は、企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。
開 発 行 為	規模	・行為の面積は必要最小限に留め、周辺の景観との調和に配慮する。 ・長大な法面や擁壁が生じないようにする。
	緑化	・周辺の植生にあわせて緑化を行う。

3 景観形成のために必要な事項

(1) 屋外広告物

幹線道路沿道や商業地に設置されている屋外広告物は、節度ある掲出はにぎわいある景観の創出に寄与しますが、過度に集中した掲出や、管理が適切になされていない掲出は、景観を阻害する要因となります。

そのため、兵庫県屋外広告物条例等を活用して、適正な屋外広告物の掲出に向けた誘導を進めることとします。あわせて、市民・事業者等に対して適正な屋外広告物の掲出等について普及・啓発を進めていきます。

(2) 公共施設の景観形成

道路、河川、公園などの公共施設は、都市空間の主要な部分を占め、人々の暮らしや企業活動等を支える基盤となるだけでなく、良好な景観を備えることにより、人々に快適さや潤いをもたらす良質な社会資本となります。このため、公共施設については、機能性や安全性の確保を前提として、景観形成における役割を積極的に評価し、地域の良好な景観の形成に資するよう、整備及び管理することが重要です。

そのため、公共事業について、本計画の考え方にに基づきながら、地域のまちづくりや観光施策との連携、管理者の異なる公共施設相互の事業調整などを強化する中で、個々の公共施設における良好な景観の形成に配慮した事業となるような調整等を進めていきます。

(3) 景観資源の保全・活用

朝来市には、景観上の価値が高い資源や、地域の住民から愛されている資源など、景観を活かした取り組みに活用できる資源が多くあります。

これらを活かしていくため、所有者等の理解を得ながら各資源の保全・活用を進めていきます。

また、より積極的な保全等が必要な場合は、景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木などの指定制度を活用して、所有者の同意を得た上で保全を図ります。

(4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1) 景観重要建造物

朝来市には、将来に継承していくべき歴史的に評価の高い建造物や、市民に愛され積極的な利用が行われている建造物が数多く残されています。

しかしながら、近年の生活様式の変化や都市開発の進展などにより、まちのにぎわい景観・地域の歴史的景観をつくり出している多くの建造物が消滅の危機にさらされている状況にあります。

そこで、景観法施行規則第6条各号で定める下記の基準に該当すると認められる建造物について、所有者などの同意を得て、景観重要建造物として指定し保全を図ります。

- ①地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

2) 景観重要樹木

朝来市には、歴史的・文化的な意義をもつものや、特徴ある樹容、学術的に貴重などの特徴を有する樹木が数多く存在しています。

こうしたものは、景観づくりに重要な役割を担い、地域の自然環境の保全にとっても重要なものです。

そこで、景観法施行規則第11条各号で定める下記の基準に該当すると認められる樹木について、所有者などの同意を得て、景観重要樹木として指定し保全を図ります。

- ①地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

(5) 文化的景観

1) 朝来市の文化的景観

文化的景観は、平成4年のユネスコ世界遺産委員会において、世界遺産条約のなかに「文化的景観」(Cultural Landscape)の概念が盛り込まれ、文化的景観に関する国際的な認識が高まりました。さらに、平成16年の文化財保護法改正により「重要文化的景観の選定」が制度化され、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国にとって価値が特に高いものを国が選定し、文化財として保護することになりました。

朝来市には、我が国を代表する鉱山として日本の産業経済を支え続けてきた鉱山遺産や鉱山都市としての姿が残る「生野鉱山と鉱山まちの文化的景観」があり、文化財保護法に定める「国重要文化的景観の選定」及び保存継承に向けて努力を続けているところです。

朝来市における文化的景観は、重要文化的景観の保存計画に基づく景観重要構成要素の保全や景観形成基準に基づく規制・誘導などにより、鉱山まちにふさわしい魅力的な景観形成を進めています。

さらに、朝来市内の他の区域において、人々の生活又は生業及び地域の風土によって形成され、生活や生業の理解に欠かすことができない景観についても、文化的景観区域の設定に向けて調査研究を進めていくこととします。

2) 文化的景観の現状と課題

①継続されてきた鉱工業

鉱山業は、採掘という採取産業と、製錬という装置産業が結びついたものであり、これに鉄道や道路といったネットワークとしての運輸業、水力や電力といったエネルギー産業が付随することによって形成されています。さらに、鉱山の機械修理・製作部門から機械工業や製作所が、鉱山の土木部門から建設業が、さらには鉱山の木炭・坑木部門から林業がそれぞれ派生し成長していきました。このように鉱山業は一体性を持った総合製造業としての特徴を持っています。

「生野鉱山と鉱山まち」は、天文11年(1542)の蛇間歩における銀鉱発見を端緒として石見銀山の技術者によって伝えられた鉱山技術による本格的な銀山開発が始まり、織豊時代の隆盛期を経て近世に鉱山まちとしての形態がほぼ完成しました。明治に入ると近代化モデル鉱山として劇的な変化を遂げ、昭和の閉山後も産業資産を活かしながらかつ続き鉱工業が継続され、さらに現在でも錫精錬や半導体製造、レアメタルリサイクルなどの鉱工業が営まれています。

こうして、生野では日本で唯一、中世から近現代までの鉱工業技術史及び鉱山生活史の変遷を証明することができる「今も生きている鉱山まち」としての景観が維持されており、これらは現在の生活や鉱工業と相まって独特の雰囲気を生み出しています。



②鉱山文化と人々の暮らし

流通・往来が頻繁な鉱山まちとしての長い歴史は、生野に衣食住や言語など様々な分野において鉱山まち独特の文化を形成するとともに、各地の多様な文化が混合することによって山神祭りや生野



踊りなど生野独特の伝統文化を形成してきました。

近代に入ると、西洋文化を積極的に取り入れた暮らしが急速に浸透し、衣食住全般について都会と同様のハイカラ文化が取り入れられ、都市的な暮らしは人々に進取の気性をもたらしました。

閉山後の現在も、鉱工業と鉱山まち独特の生活文化とが緊密なつながりを保ちながら生野とその周辺地域の経済や暮らしを支え続けており、生野に暮らす人々が日常生活において繰り返す行為が空間に深く刻み込まれることによって、独特の鉱山景観として映し出され、鉱山まち独特の営みがさらに今後も継続していく可能性を保持しています。

③文化的景観を取り巻く課題

「生野鉱山と鉱山まちの文化的景観」は、鉱工業施設に代表される有形の要素と、人々の暮らしや生活文化、産業に見られるような無形の要素とが一体となって浮かび上がっているものであり、それぞれが有機的な関係性を維持することによって「鉱山まち」というまとまりを持った総体として捉えられています。それは歴史的な建造物や構造物などが個々に明確に存在することだけではなく、長い時間をかけて徐々に形成されてきた風景の解釈によって浮かび上がってくる面的なまとまりというべきものです。



「今も生きている鉱山まち」の文化的景観を保護していくためには、鉱工業の継続がどうしても欠かせません。錫精錬といった従来からの鉱業のほか、半導体産業や都市鉱山のレアメタルリサイクル産業など、科学技術の発展に伴って様々な鉱工業分野への柔軟な対応が求められています。このためには、企業の理解はもとより地域住民の定住や就業などへの理解が重要となります。

また、都市と鉱工業の景観に分類されるものの、一般的な都市に見られるような大規模開発に対抗する伝統的な景観保全のためのコントロールという意味以上に、産業の減退、恒常的な人口減少や高齢化、高学歴化などによる若者流出などの厳しい課題を克服してきました。地域の活力減退に対抗しながら地域再生を進め、誇りを持って暮らすための有効な手段としても、文化的景観制度の積極的な活用が求められているところであり、一般的な都市部の状況とは大きく異なっています。さらに、歴史や伝統文化を維持するために、市民との協働によって歴史文化に根ざしたまちづくりの展開が必要であり、鉱山まちをキーワードとした文化交流や観光産業などを展開しながら持続的な発展に結び付けていくためには、伝える方法や続ける方法自体をデザインしていく必要があります。

近年、我が国を取り巻く半導体産業などをはじめとする鉱工業の動向は非常に厳しいものがあります。海外企業に対抗し生き残っていくためには、国を挙げた積極的かつ総合的な経済政策が求められているところであり、今後の動向を注意深く見守っていく必要があります。

さらに、他地域に比較して急激な人口減少が進んでいる当地域において文化的景観を保存活用していくためには、様々な創意工夫や努力、積極的な支援策などを進めていく必要があります。

3) 文化的景観を保護する意義

全国の多くの鉱山まちで、閉山と同時に産業や人々の暮らしに終止符が打たれ、廃墟への道をたどっていったなか、生野では企業や人々などの懸命の努力によって「今も生きている鉱山まち」として営みが続いており、貴重な意義を有しています。



長い生野鉱山の歴史には幾多もの栄枯盛衰があり、繰り返して押し寄せる操業危機や閉山危機の中で多くの人々が鉱山維持のためにたゆまぬ努力を続け、或いは鉱山盛況の栄華を誇示する豪華絢爛な文化や嗜好なども、その繁栄再来を願って私たちに引き継がれてきました。

このように、400年以上にわたって日本及び世界経済を支えてきた鉱山業や生活文化が映し出された景観と、その場所性に依拠した関係施設などを産業とともに後世に継承することは、我々に課せられた大きな課題であり、将来にわたって産業や暮らしを維持し発展し続けることに大きな意義があります。

鉱山まちとして、合理化や効率化のための絶えざる変貌を受け入れつつ、優れた伝統性や歴史性を引き継ぎながら、それを巧みに調和させ得たときに、真に文化的景観が保護されていると言える。景観は重層的であり、今後続くであろう様々な鉱工業の変貌の過程そのものが文化的景観です。

文化庁の調査報告にもあるように、採掘・製造等に関連する文化的景観を形づくる要素は、我々が生きてきた痕跡であるにもかかわらず、今まで丁寧な分析や正当な評価が行われないうちに産業構造の劇的な変化や都市開発などの中で消え去っていくことがほとんどでした。しかしその重要性に立ち返り、広く一般の人々が持つ個人的な記憶や体験に基づいて個々の景観を掘り下げ保護の対象としていくことは、文化的景観保護制度が果たすべき重要な役割のひとつです。



鉱石の採掘は終わりましたが、日本の産業革命と技術革新を成し遂げた遺伝子が、未来へと続く鉱脈となって脈々と受け継がれていることは、私たち朝来市民の誇りです。文化的景観をはじめとして「鉱山まち」に関係するあらゆるものが貴重な財産であり、誇りに満ちたまちづくりにもつながる意義を持つものです。

4) 文化的景観の保存に関する基本方針

文化的景観の保存継承を進めていくにあたり基本方針を定め、文化的景観の価値を顕在化することとします。

「生野鉱山と鉱山まちの文化的景観」の保存活用に当たっては、平成22年度に朝来市教育委員会が『生野鉱山と鉱山まちの文化的景観保存計画書』において設定した生活生業を示す景観としての保存活用を基本として、下記のとおり目指すべき方向性及び地域の将来像、基本的な考え方などを尊重しながら進めていくこととします。



【目指すべき方向性】

- ① 歴史的な鉱山まちの景観と文化の継承
- ② 変化発展し続ける鉱工業や住民生活の継続
- ③ 鉱山遺産群の総合的な保存と活用による地域再生

【地域の将来像】

「生野鉱山とともに歩み続け、未来に継ぐ協働のまちづくり」

【基本的な考え方】

鉱工業の持続性にもとづく鉱山技術、鉱山の生活（空間を含む）、生活文化、鉱山の自然などが時間軸の中で折り重なり、それらが4次元的な重層的景観を構成している「生きて続けている景観（動的景観）」として、これを未来へと引き継いでいくことを目指す。

参考資料

1 検討体制

景観計画策定には以下の体制で取り組みました。

○景観計画策定委員会

学識者、関係機関・団体、市民等より構成し、景観法に基づく景観計画・景観条例の案を検討しました。

○専門部会

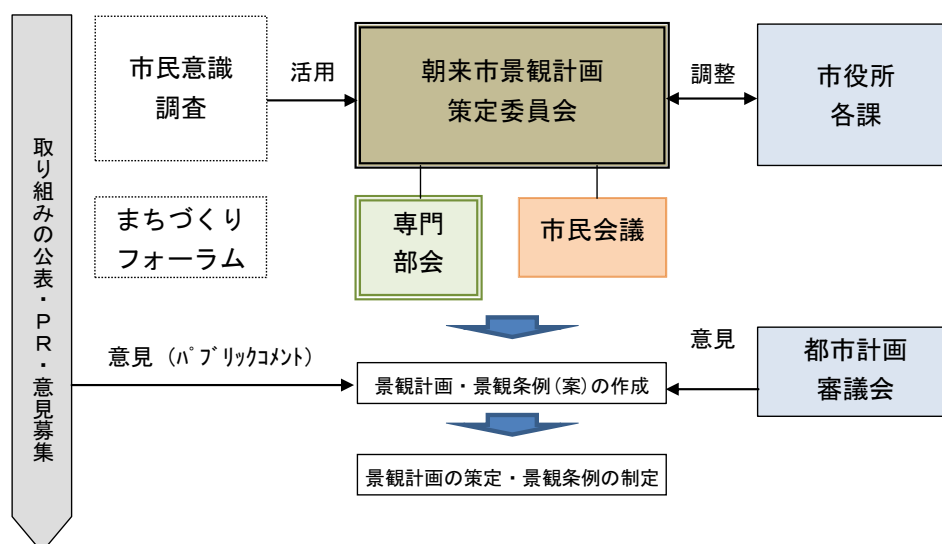
人数を絞って専門的な観点から集中的に審議するため、学識者、関係機関を中心に構成した専門部会を設置しました。専門部会での検討内容は策定委員会に反映しました。

○市民会議

生活感覚や現場での情報を踏まえた景観まちづくりの情報等を把握、整理するため、市民委員を中心としたワークショップの場を設けました。市民会議での検討内容は専門部会・策定委員会に反映しました。

○他の機関等との連携・検討内容の周知など

- ・平成 23 年 11 月に市内 5 会場で景観まちづくりをテーマとしたまちづくりフォーラムを実施しました。
 - ・平成 23 年 11 月に実施した市民意識調査結果を検討に活用しました。
 - ・取りまとめた景観計画（案）等は朝来市都市計画審議会に報告し意見を求めました。
 - ・取り組み状況については随時市広報紙・ホームページ等でお知らせする他、各種イベント等と連携し、全市的な景観まちづくりの機運の醸成に向けて取り組みました。
- 計画案を取りまとめた段階で意見募集（パブリックコメント）を実施、広く市民からの意見を募集し、案に反映させました。



景観計画策定委員会・専門部会等名簿（敬称略）

1. 策定委員

区分	所属	役職	氏名	備考
学識経験者	大阪大学大学院工学研究科	准教授	小浦 久子	委員長 ○
	国立明石工業高等専門学校 建築学科	教授	八木 雅夫	副委員長 ○
市民及び関係 機関の代表者	朝来市連合区長会	会長	森下 恒夫	
	朝来市文化財保護審議会	会長	青田 昌	
	竹田地区まちづくり推進協議会	会長	松本 日登志	
	口銀谷の町並みをつくる会	副会長	小島 修一郎	○
	市民（生野地域）		柴田 一明	※1
	市民（和田山地域）		阿野 真由美	○
	市民（山東地域）		細見 守	
	市民（朝来地域）		谷野 覚	
関係行政機関	兵庫県県土整備部まちづくり局 都市政策課景観形成室	室長	柏樹 容子	※2 ○
市職員	市長公室	公室長	政次 悟	※3
	市民文化部	部長	吉岡 越朗	※4
	産業経済部	部長	尾花 秀規	
	教育委員会事務局	教育部長	石塚 敏一	
	都市環境部	部長	太田 茂	

（○は専門部会委員）

- ※1 平成23年度は 渡辺 一雄
 ※2 〃 藪本 和法
 ※3 〃 総務企画部 部長 神谷 肇
 ※4 〃 市民まちづくり部 部長 吉岡 越朗

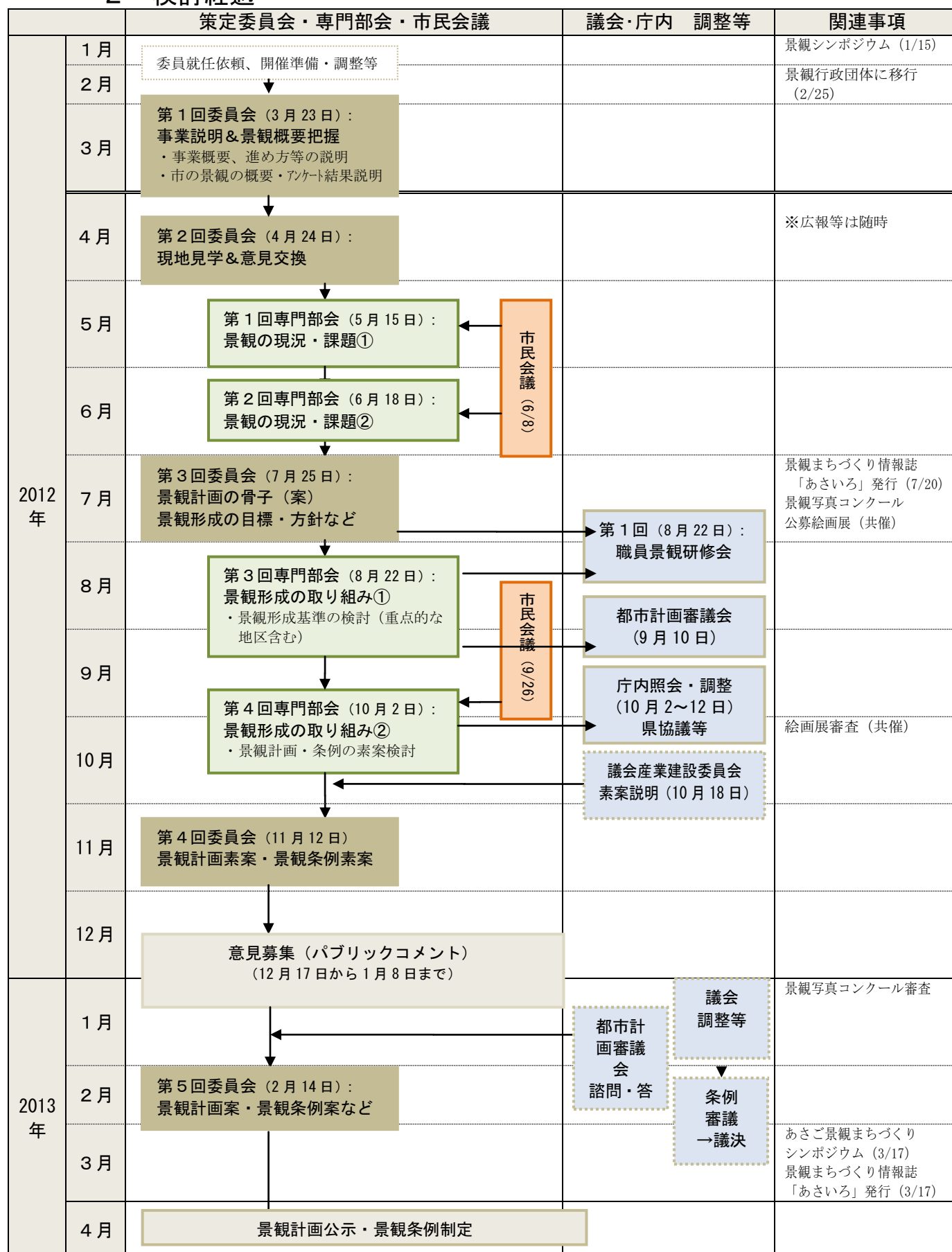
2. 事務局

都市環境部 都市開発課	課長	立川 伸	※5
	副課長	宮崎 隆史	※6
	主幹	荒川 龍彦	※7
	職員	岡田 京子	

- ※5 平成23年度は 永井 正志
 ※6 〃 上席主幹 宮崎 隆史
 ※7 〃 副主幹 荒川 龍彦

(株) 地域計画建築研究所 大阪事務所	計画部長	中塚 一	
	主査	絹原 一寛	
	主任	和田 裕介	
	主任	西村 創	

2 検討経過



景観計画策定委員会・専門部会・市民会議の検討経過・内容

回	日時・場所	内容
第1回 委員会	平成24年3月23日(金) 10:00～ 朝来市役所（農業研修センター206号室）	・委員紹介・委員委嘱 ・委員長・副委員長の選任 ・議事 (1) 景観計画策定・景観条例制定に向けて (2) 朝来市の景観に関する概況について (3) 部会の設置・部会長の選任 ・その他
第2回 委員会	平成24年4月24日(火) 13:00～ 市内各所／朝来市役所 （農業研修センター206号室）	・市内の景観の現地見学 ・意見交換
第1回 専門部会	平成24年5月15日(火) 14:30～ 兵庫県印刷会館 602 会議室	・部会長の選任 ・議事 (1) 景観計画・景観条例について (2) 朝来市の景観の現状と課題について (3) 奥銀谷地区の景観形成に向けて（報告） ・その他
第2回 専門部会	平成24年6月18日(木) 15:00～ 兵庫県立ひょうご女性交流館	・議事 (1) 朝来市の景観特性と課題、景観形成の取り組みについて (2) 奥銀谷地区の景観形成に向けて（報告） (3) あさご景観まちづくり情報誌（報告） ・その他
第1回 市民会議	平成24年6月7日(金) 13:30～ ささゆりホール 会議室	・趣旨説明 ・グループワーク (1) あなたがお気に入りの景観、問題と思う景観は何ですか (2) お気に入りの景観を残すために、問題と思う景観を改善するためにどんなことをしていけばいいだろうか ・グループワークの発表 ・全体のとりまとめ
第3回 委員会	平成24年7月25日(水) 10:00～ 福祉センター	・経過報告 (1) 第1～2回景観計画策定委員会 (2) 第1～2回専門部会 (3) 市民会議 (4) 奥銀谷地区の景観形成 ・議事 (1) 景観計画の骨子（案）について (2) 景観形成の目標・方針などについて ・今後の予定 ・その他

回	日時・場所	内容
第3回 専門部会	平成24年8月22日(水) 13:30～ 朝来市役所(農業研修センター205号室)	・議事 (1) 朝来市の景観計画、条例の構成について (2) 朝来市の景観まちづくりの目標・方針・理念について (3) 朝来市の景観まちづくりの実現方策について (4) 朝来市の景観計画における景観形成地区の基準について ・その他
第2回 市民会議	平成24年9月26日(水) 10:00～ 朝来市役所(農業研修センター206号室)	・グループワーク (1) 朝来市の景観まちづくりの理念、目標、方針 (2) 景観に関する活動インタビュー ・グループワークの発表 ・全体のとりまとめ
第4回 専門部会	平成24年10月2日(火) 10:00～ 兵庫県立ひょうご女性交流館	・議事 (1) 朝来市景観計画(案)について (2) 朝来市景観条例(案)について ・その他
第4回 委員会	平成24年11月12日(月) 15:30～ 朝来市役所(農業研修センター206号室)	・議事 (1) 朝来市景観計画素案について (2) 朝来市景観条例素案について (3) パブリックコメント(意見募集)の実施について ・その他
第5回 委員会	平成25年2月14日(木) 10:00～ 朝来市役所(農業研修センター206号室)	・議事 (1) 経過報告(パブリックコメントの結果について等) (2) 朝来市景観計画案、朝来市景観条例案について ・その他

3 用語集

	用語	説明
あ 行	アイストップ	・人の視線を引きつけるような際だった目印となるもの。
	うだつ	・延焼防止の理由から、建物の両妻側の壁を屋根より上に立ち上げ、小屋根を載せたもの。表の両端に壁を突きだしたものは袖卯建という。
	NPO	・NonProfit Organization の略で、非営利団体・組織のこと。
か 行	ガイドライン	・個人または全体の行動に関して、守るのが好ましいとされる規範(ルール・マナー)や目指すべき目標などを明文化し、その行動に具体的な方向性を与えるもの。
	カラミ石	・銅などを精錬するときに生じる鉱石のくずを、固めたもの。
	雁行配置	・建物の形の一つで、各住戸を少しずつ前後にずらして配置する形。雁が隊列を組んで空を飛ぶときの形に似ているために、この名称が付いた。
	近代化遺産	・製鉄所、造船所、製糸場などの工場設備や機械、鉱山、橋、ダム、トンネル、発電所、鉄道などの建造物、さらには河川施設や港湾施設など、幕末以降の日本の近代化を支えた総体を文化遺産として捉える概念。
	景観行政団体	・景観法に基づき、景観計画の策定等を行う地方公共団体のこと。朝来市は平成 24 年（2012 年）2 月に景観行政団体に移行。
	景観構造	・景観を構成する地域の自然条件や土地利用に対応して、それぞれの景観特性を方向づけるうえでのまとまり。
	景観条例	・良好な都市景観を形成することを目的とした条例。
	景観阻害要素	・良好な景観に対して、阻害している要因、邪魔になっているもの。
	耕作放棄地	・かつては畑や田として、耕され、農作物が生産されていたが、すでに耕作地としては使用されておらず、また今後も 農作のためには使用されないと見込まれる土地。
	コンパクトシティ	・生活、衣食住から職場・学校・病院・遊び場などの様々な機能を都市の中心部にコンパクトに集積し、公共交通を有効活用することで実現する効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。
さ 行	総合計画	・長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画で、行政の各分野における計画や事業展開の指針になるとともに、市民と行政の共通の将来目標となるもの。朝来市自治基本条例により担保されている。
	重要文化的景観	・日本の景観計画区域または景観地区内にある文化的景観であって、都道府県または市町村が保存措置を講じているもののうち、特に重要なものとして文化財保護法第 134 条第 1 項の規定に基づき国（文部科学大臣）が選定した文化財。
	截頭段丘	・気候変化により侵食力を増した河流が、以前からあった河岸段丘の上流部を削り取ってしまった段丘地形。
	セットバック	・道路に接している敷地で、道路の境界線から後退させること。

た 行	地場素材	・住んだり、暮らしている土地・地域で生産された素材。
	眺望点	・遠くを見わたすことができる見晴らしのよい場所。
	都市計画区域	・都市計画区域は、都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などを勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。
	土地区画整理事業	・都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
は 行	文化的景観	・地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。
ま 行	街なみ環境整備事業	・生活道路等の地区施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図る事業。
	虫籠窓（むしこまど）	・京町家の厨子二階（つしにかい）や、古民家の小屋裏（木置き）などの採光と風通しのための窓で、土や、漆喰で、等間隔にぬられた格子状の窓をいう。
ら 行	ランドマーク	・遠くから目立つ高い塔や街角の印象的な建物など、地域が目印となるもの。
わ 行	ワークショップ	・まちづくりの場面でみんなで考えたり計画を立てたりする手法の一つ。地域の課題に対応するために、住民をはじめとするさまざまな立場の参加者が主体となり、意見交換や共同作業を行うことで、解決策や計画案などの考案を進めていくもの。

朝 来 市 景 観 計 画

平成 2 5 年 4 月 発行

編集、発行 朝来市都市環境部 都市開発課
協力 株式会社 地域計画建築研究所



朝来市

朝来市 都市環境部 都市開発課

朝来市和田山町東谷213-1

TEL:079-672-6127 FAX:079-672-4041